

平成 2 7 年

赤平市議会第2回定例会会議録（第1日）

6月18日（木曜日）午前10時02分 開会
午後 3時04分 散会

○議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市政の報告（市長・教育長）
- 日程第 5 平成27年度所信表明演説（市長）
・教育行政執行方針（教育長）
- 日程第 6 議案第 9号 赤平市国民健康
保険条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 10号 空知教育センタ
ー組合規約の変更について
- 日程第 8 議案第 11号 建物の無償譲渡
について
- 日程第 9 議案第 12号 財産の取得につ
いて
- 日程第10 議案第 13号 赤平市過疎地域
自立促進市町村計画の一部変更につ
いて
- 日程第11 議案第 14号 平成27年度赤
平市一般会計補正予算
- 日程第12 議案第 15号 平成27年度赤
平市国民健康保険特別会計補正予
算
- 日程第13 議案第 16号 平成27年度赤
平市後期高齢者医療特別会計補正
予算
- 日程第14 議案第 17号 平成27年度赤
平市介護保険特別会計補正予算
- 日程第15 報告第 1号 平成26年度赤
平市一般会計繰越明許費繰越計算
書の報告について

- 日程第16 報告第 2号 株式会社赤平振
興公社の経営状況について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市政の報告（市長・教育長）
- 日程第 5 平成27年度所信表明演説（市長）
・教育行政執行方針（教育長）
- 日程第 6 議案第 9号 赤平市国民健康
保険条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 10号 空知教育センタ
ー組合規約の変更について
- 日程第 8 議案第 11号 建物の無償譲渡
について
- 日程第 9 議案第 12号 財産の取得につ
いて
- 日程第10 議案第 13号 赤平市過疎地域
自立促進市町村計画の一部変更につ
いて
- 日程第11 議案第 14号 平成27年度赤
平市一般会計補正予算
- 日程第12 議案第 15号 平成27年度赤
平市国民健康保険特別会計補正予
算
- 日程第13 議案第 16号 平成27年度赤
平市後期高齢者医療特別会計補正
予算
- 日程第14 議案第 17号 平成27年度赤
平市介護保険特別会計補正予算

日程第15 報告第 1号 平成26年度赤
平市一般会計繰越明許費繰越計算
書の報告について

日程第16 報告第 2号 株式会社赤平振
興公社の経営状況について

○出席議員 10名

1番	木村	恵君
2番	五十嵐	美知君
3番	植村	真美君
4番	竹村	恵一君
5番	若山	武信君
6番	向井	義擴君
7番	伊藤	新一君
8番	獅畑	輝明君
9番	御家瀬	遵君
10番	北市	勲君

○欠席議員 0名

○説明員

市長	菊島	美孝君
教育委員会委員長	山田	和裕君
監査委員	小椋	克己君
選挙管理委員会 委員長	壽崎	光吉君
農業委員会会長	田村	元一君
総務課長	町田	秀一君
企画財政課長	伊藤	寿雄君
税務課長	下村	信磁君
市民生活課長	野呂	道洋君
社会福祉課長	永川	郁郎君
介護健康推進課長	斉藤	幸英君
商工労政観光課長	伊藤	嘉悦君
農政課長	菊島	美時君
建設課長	熊谷	敦君
上下水道課長	杉本	悌志君
会計管理者	中西	智彦君

あかびら市立病院
事務局長 實吉 俊介 君

教育
委員会 教育長 多田 豊君

" 学校教育
課長 相原 弘幸君

" 社会教育
課長 蒲原 英二君

監査事務局長 大橋 一君

選挙管理委員会
事務局長 井波 雅彦君

農業委員会
事務局長 菊島 美時君

○本会議事務従事者

議会事務局長 栗山 滋之君

" 総務議事
担当主幹 野呂 律子君

" 総務議事
係長 伊藤 彰浩君

(午前10時02分 開 会)

○議長(北市勲君) これより、平成27年赤平市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長(北市勲君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、1番木村議員、3番植村議員を指名いたします。

○議長(北市勲君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から26日までの9日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から26日までの9日間と決定いたしました。

○議長(北市勲君) 日程第3 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(栗山滋之君) 報告いたします。

諸般報告第1号ですが、市長から送付を受けた事件は11件であります。

本会議に説明のため出席を求めた者につきましては、記載のとおりであります。

次に、議長報告であります。平成27年第1回定例会以降平成27年6月17日までの動静につきましては、記載のとおりであります。

次に、例月現金出納検査の結果ですが、監査委員報告書の概要を記載してあります。

次に、本日の議事日程につきましては、第1号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況ですが、本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(北市勲君) 日程第4 市政の報告であります。

一般行政について報告を求めます。市長。

○市長(菊島美孝君) [登壇] 前定例会以降の市政の概要につきましてご報告を申し上げたいと思います。

初めに、全国及び北海道市長会の動向につきまして申し上げます。5月20日に平成27年春季北海道市長会定期総会が登別市で開催されました。まち・ひと・しごと創生法が施行されたことに伴い、地方創生が真に実効性を伴った取り組みがなされるように国の責任において制度の確立を図るよう求めるほか、国が示す基本的な方針や政策に基づき地方の実情に合う、かつ地方への対応について万全を期すよう地方創生に関する決議を採択したところであります。また、基礎自治体への権限移譲、義務づけ、枠づけの廃止縮小など、さらなる見直しを図ることや地方税の充実強化を図り、国、地方間の財源配分を当面5対5とする、さらに法人実効税率の引き下げに伴う地方の減収について代替財源を確保すること、地球環境の保全と国民の安全確保等を前提にしたエネルギー政策の確立を求めるとともに、福島第一原発の原因究明がなされない中で再開された大間原発の建設工事を中止することなどを求めることや社会保障・税番号制度の構築に当たっては、国民への周知徹底と市町村への早期かつ十分な情報提供、さらに医療保険制度の一本化の理念実現に向け、抜本改革に取り組むことを求めるなど、地方行財政、社会保障制度改革、環太平洋連携協定、エネルギー政策と原子力発電所に関する決議が採択され、6月9日に国会議員並びに関係省庁に対して要望を行ってきたところであります。また、6月10日に第85回全国市長会議が東京都で行われました。国が進める地方分権について国と地方の役割の明確化、より一層の税源移譲、基本理念に基づいた真の地方分権改革が実現するよう採択されたところでございます。

次に、らんフェスタAKABIRA2015について申し上げます。第15回目となりましたらんフェスタAKABIRA2015は、4月17日から19日までの3日間にわたり、総合体育館を会場として開催いたしました。出展された花は453鉢で、どれも丹誠込めて育てられた作品ばかりでありました。また、ミニコンサートや大道芸パフォーマンスなどイベントの実施や江尻光二氏による講演会などを企画し、来場者をお迎えしたところでありました。さらに、特別講演として漫才師、島田洋七氏をお迎えし、「がばいばあちゃんのお話」と題して講演会を開催し、会場がいっぱいとなる約500名のおお客様にお越しいたぎまして、終始笑いの絶えない講演会となりました。天候にも恵まれて、3日間で約1万人、9,909人のおお客様をお迎えし、観覧された方には大変ご好評をいただいたところでございます。この間実行委員会を初め多くの企業、団体、そして関係機関、そして市民の皆様のご協力によりまして3日間無事に終了することができましたことに心から感謝を申し上げます。今後市民に親しまれ、楽しんで参加していただけるイベントづくりに努めてまいりたいと思っております。

次に、あかびら市立病院について申し上げます。多くの関係者の皆様にご尽力をいただきました市民待望の新病棟が3月に完成し、これを受けまして3月22日には市民の皆さんと医療関係者の方々約200名にお越しいたぎ、お披露目をさせていただいたところでございます。4月1日のオープンには工事関係者並びに市議会議員ご列席のもと、市及び病院関係者も含めテープカットを挙行し、新たにあかびら市立病院として再スタートを切ることになりました。今後は療養環境施設が改善されたことにより、なお一層市民に愛され、信頼され、選ばれる病院として地域の医療機関並びに関連施設との連携を密にし、地域住民の皆様の生命と健康を守るべく努力をしてまいりたいと思っております。

次に、赤平市ふるさとガンバレ応援寄附金について申し上げます。平成20年6月に赤平ふるさとガン

バレ応援寄附金条例を制定いたしました。当市の出身者を初め、大変多くの皆様からご寄附をいただき、平成26年度においても広報あかびらや市ホームページ、東京赤平会の総会などを通じてPRを行い、市内7件、道内8件、道外17件、計32件の方から総額591万3,510円のご寄附をいただいたところでありました。また、平成27年の6月1日より本市の魅力あるさまざまな特産品等のPR及び販路拡大等につなげ、地域産業の振興を図り、さらなる財源の確保に努めるため、赤平市外から寄附をいただいた方に対して返礼品をお届けすることになりました。今後ご寄附をいただいた皆様に感謝しつつ、赤平を思い、赤平を心から応援していただいている気持ちをしっかりと受けとめ、こうした貴重なご寄附をまちの発展のために有効に活用させていただきます。

次に、赤平市子ども・子育て支援計画の作成について申し上げます。幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て支援新制度が本年度から本格的にスタートしたところでございますが、これにあわせて当市の子ども・子育て支援ニーズを反映した平成27年度から5年を1期として赤平市子ども・子育て支援計画を平成27年3月に策定したところでございます。当市では、これまでもさまざまな子育て支援策を展開してきたところですが、今後はこの計画をもとにこれまで進めてきた取り組みを継承しつつ、子ども・子育てを取り巻く環境の変化に合わせた見直しを行い、全ての子供が健やかに成長することができるまちづくりを目指して、市民の皆様や地域、関係団体と相互に連携を図りながら、計画の推進に努めてまいります。

次に、赤平市障がい者基本計画並びに障がい福祉計画の策定について申し上げます。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい福祉計画につきましては、3年ごとに見直すこととなりますが、平成24年度から26年度の第3期となる赤平市障がい福祉計画の終了に伴い、これまで赤平市障害者福祉計画等策定委員会の意見を

踏まえて検討してまいりましたが、平成27年5月31日に平成27年度から29年度までの第4期となる障がい福祉計画、あわせて障がい者基本計画も見直し、再計画を策定したところであります。今後におきましては、本計画に基づき関係機関と連携を図りながら障がい福祉施策の振興に努めてまいりたいと思います。

次に、交通安全について申し上げます。本年は、統一地方選挙の影響もあり、春の交通安全運動が5月にずれ込んだことにより、北海道では4月6日から15日までの10日間を新入学期の交通安全週間として実施されました。気温が低く寒い中、延べ497名の市民の皆様にもご協力を得ながら、早朝街頭啓発を行いました。また、5月11日から20日までの10日間の春の交通安全運動では、延べ1,726名の市民の皆様のご協力のもとに展開したところでございます。運動期間中の5月20日には交通事故死ゼロを目指す日に合わせ、平岸病院のご協力により病院前の国道38号線で職員、看護師、医師、総勢90名でSS旗の波作戦、交通安全街頭啓発を行うなど、効果的な運動を実施してまいりました。交通事故死亡者数につきましては、全国、北海道において昨年より減少し推移しており、本市においても交通事故死ゼロが550日を超え、今後も安全、安心な地域づくりを市民の皆様とともに形成し、交通事故による犠牲者が一人でも出ないよう願っているところであります。

最後に、工事の進捗状況につきましては別紙のとおりでございます。

以上、市政の概要につきましてご報告申し上げますが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 次に、教育行政について報告を求めます。教育長。

○教育長（多田豊君）〔登壇〕 それでは、前定例会以降の教育行政の概要についてご報告いたします。

初めに、学校教育関係について申し上げます。最初に、現在統合準備委員会において進めております中学校統合についてであります。赤平高校跡地に統

合に係る新校舎建設のため、統合準備委員会で協議してございました基本的な施設整備方針である統合中学校施設整備基本構想が3月末に策定されたところです。今後はそれを土台として基本的な設計の準備に入っております。また、同時にグラウンドや周辺整備に関する計画についても協議を行っていく予定であります。

次に、平成27年4月1日付教職員の人事異動についてであります。本年度は、転出教職員18名に対して転入教職員14名を受け入れたところであります。また、学級編制の状況についてであります。3月定例会におきまして平成27年度の児童生徒数と学級編制の見込みについて申し上げます。5月1日現在、小学校は児童数が353名で、普通学級18学級、特別支援学級が7学級の合計25学級となり、中学校におきましては生徒数が241名で、普通学級9学級、特別支援学級が6学級の合計15学級として認可を受けたところであります。

さらに、幼稚園の編制について申し上げます。赤平幼稚園は、3歳児19名、4歳児19名、5歳児30名の3学級で、合計68名となりました。

次に、今年度の赤平市奨学資金の貸し付けについて申し上げます。今年度は、私立大学で3名の申請があり、5月29日開催の第6回教育委員会で審議した結果2名を奨学生として決定し、所定の手続を終えたところであります。

続いて、文部科学省の全国学力・学習状況調査が4月21日、全国一斉に実施されました。ことしで9回目となりますこの調査は、市内全小中学校の該当学年である小学校6年生と中学校3年生を対象とした悉皆調査であり、同日は予定どおり実施されたところです。集計する文部科学省による調査の結果の発表については、8月末ころとなっておりますが、市教委としては学力向上対策には迅速な対応が必要との判断から、各学校において独自に採点することにより、その傾向を速やかに把握することで各小中学校に対して正式な調査結果を待たずに対応を行うよう指示したところです。ことしも昨年立ち上げた

赤平市学力向上委員会を中心に、全市で統一した学力向上対策に努めてまいります。あわせて道教委の事業である北海道学力向上支援事業を市内の小中各1校を拠点校として、同時にその他の学校についても協力校として同様の取り組みを進めることにより、全児童生徒の学力の底上げを図ってまいります。

次に、市内各小中学校の運動会、体育大会が5月30日の赤平中、中央中の両中学校を皮切りに6月7日まで行われました。少し肌寒い日もありましたが、風薫る爽やかな季節の中、各校の児童生徒は仲間とともに協力し合い、元気いっぱい各種目に全力で取り組んでおりました。なお、幼稚園の運動会は6月21日に開催を予定しております。

続いて、社会教育関係について申し上げます。最初に、東公民館関係についてであります。東公民館を利用し、活動している同好会やサークルが日ごろの練習の成果を発表し、交流を図る第31回東公民館まつりが3月14日、15日の両日開催されました。赤平火太鼓、太極拳、大正琴、空手演舞、手芸や写真などの発表が行われ、盛会裏に終了いたしました。また、上期講座といたしまして、石けん彫刻を施すソーブカービングを4月21日と28日の2日間にわたり開催し、延べ14名が参加いたしました。

また、第8回みらい祭りが3月28日、29日の両日交流センターみらいで行われました。絵画、陶芸、書道、手芸、短歌、俳句などの展示部門や日舞、民謡、歌謡、ダンスなどの芸能部門が発表され、関係者はもとより多くの市民にも鑑賞していただきました。

続きまして、青少年健全育成事業でありますリーダー養成研修としてふるさと少年教室が6月の13日に開講いたしました。今年度は、9月上旬までに宿泊研修を含めて全5回の研修を予定しているところです。

次に、図書館について申し上げます。幅広く読書に親んでもらうブックスタート、子供の本の日、移動図書館等の各事業につきましては、例年どおり実施いたしております。

社会体育施設の今年度のオープン状況について申し上げます。虹ヶ丘球場、スポーツセンター、テニスコート、赤平パークゴルフ場、住友河畔パークゴルフ場、翠光苑パークゴルフ場につきましては、雪解けも順調に進み、5月1日にオープンいたしました。市民プールは、6月1日にオープンしたところです。

また、これまでの実施事業といたしましては、5月9日に北翔大学との包括連携協定に基づく事業であります子供体力測定会、走り方教室を開催し、小学生34名の参加がありました。さらに、5月23日にはプロ野球日本ハムファイターズの元選手の指導により子供野球教室を虹ヶ丘球場で開催いたしました。当日は天候に恵まれ、小中学生44名の参加があり、キャッチボールや打撃の基礎などを熱心に学びました。

以上、教育行政の概要についてご報告申し上げますが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 日程第5 平成27年度所信表明演説を行います。市長。

○市長（菊島美孝君）〔登壇〕 I はじめに

平成27年赤平市議会第2回定例会の開会にあたり、私自身、初めての市長就任にあたって、市政運営に関する所信を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

この度の市長選挙におきましては、無投票による負託という結果となりましたが、決して市民の皆様から白紙の委任状をいただいたとは思っておりません。

それだけに、市長という任務を託された今、より一層、その職責の重さを痛感し、身の引き締まる思いでございます。

本市の歴史を振り返りますと、歴代市長をはじめ、議員各位並びに大変多くの市民の皆様が、絶え間なくご尽力された結果によって、様々な課題を解決し、まちを発展されてきたことに、深く感謝と敬意を表しますと共に、その思いを私自身がしっかりと受け

継ぎ、さらなる発展に向け全精力を傾注する決意で臨んでまいります。

さて、日本における社会情勢は、世界に先駆けて人口減少や超高齢社会を迎え、2040年に若年女性の減少により、全国で896市区町村が消滅の危機に直面すると言われております。

正に地方の真価が問われる時代を迎え、その成果が将来のまちの生き残りの明暗を分けると言っても過言ではないと思います。

私は、炭鉱閉山や財政難といった大きな試練を経験し、創意工夫によって克服してきた赤平市民こそが、地方創生を実現できると確信しており、市民や様々な分野の皆様の声を真摯に受け止め、共に知恵を出し合い、失敗を恐れずに何事にも果敢に挑戦し、市民力・産業力・行政力の三つの力を最大限発揮して、愛し誇れるまち赤平への思いを皆様方とともに共有し、地域活性化に努めてまいります。

そのためには、第5次赤平市総合計画を着実に推進することは当然のことながら、特に、私に与えられた任期4年間の中では、次に掲げる5点を政策の柱として、スピード感をもって対処してまいります。

1点目の「まちを創生する人口減少対策」につきましては、早急に産官学金労の総合戦略組織を設置し、市民の声や有識者の意見を反映しながら、本市における雇用創出や切れ目のない子育て支援、移住定住促進など、緊急的施策の基本方針を定める「地方版総合戦略」を平成27年中に策定します。

また、策定後においては、施策の具体的内容を定めるため「地域再生計画」等を速やかに検討し、着実に施策を実現してまいります。

2点目の「次世代の子ども達を育む」につきましては、残念ながら本市の子ども数は大幅に減少しており、これまでも段階的に学校統合等が進められてきましたが、さらに先を見通した子ども達の環境整備が重要です。

幼稚園と保育所を一体化した認定こども園や小学校・中学校の各統合校舎を建設し、良好な福祉・教育環境を充実し、認定こども園開設時には、保育料

の無料化についても検討してまいります。

また、毎月第4日曜日を「家族の日」に制定し、企業や商店街の方々などにもご協力を得ながら、まち全体で子育てを応援し、家族の時間を大切にすることを進めてまいります。

3点目の「生きがいと安心した暮らしを支える」につきましては、高齢者が健康で元気に安心して暮らせるよう、民間活力を導入したサービス付き高齢者向け住宅の促進や遊休市有地を活用した生きがい農園整備などを検討してまいります。

4点目の「産業力と地域資源を活かす」につきましては、人材交流の促進や遊休市有地を工業系用途に変更し、誘致企業に対する迅速な対応ができるよう検討してまいります。

また、空き店舗を活用したチャレンジショップを開設し、新店舗を導くほか、商業地域の空き地を活用し、市民が集い小イベントも実施できるポケットパークを整備します。

さらに、観光面においては、地元ものづくり企業や炭鉱遺産を活用した、教育体験旅行や地元特産品販売とまちの情報発信を行うアンテナショップのモデル事業を行い、その成果を検証し、本格実施に繋げてまいります。

なお、企業者に対する支援については、常に関係者と情報交換を行いながら、新たな支援策についても検討してまいります。

5点目の「市民の知恵をまちづくりに」につきましては、前市長から実施されてきた春・秋の住民懇談会をはじめ、市民や団体との懇談の場を継続するほか、新たに「まちづくり市民会議」を発足し、定期的にまちづくり評価や情報交換を行います。

また、市税の1%を上限として、市民からまちづくり提案事業を募集し、まちづくり市民会議で審査し選択した事業を実現します。

以上、5点にわたって申し述べましたが、このほかにも地域医療確保や財政健全化、広域連携など、多岐にわたる課題が山積しております。

私自身まちの舵取り役として、こうした重要施策

を実現するためにも、企業や国・道・関係機関の協力並びに支援が必要となりますので、自らが積極的にトップセールスを行うため、相手方へ出向き、市民や企業等の思いを心から伝えて、諸施策を推進してまいります。

また、まちの将来を担う若者たちが、夢と未来を語り合える場を設け、その考えの実現に努めると共に、高齢者の知恵や経験を生かしながら、安心できる社会づくりを目指し、「みんなと考え共に行動するまちづくり」「市民力・産業力・行政力でまちを創生」を基本姿勢として、議員各位のご指導も賜りながら、時代変化に的確かつスピード感をもって取り組んでまいります。

以下、第5次赤平市総合計画の5つのまちづくり目標に沿って、主な施策について推進してまいります。

II 主な施策

1 すこやかで安心して暮らせる社会をつくりましょう

全国的な人口減少や少子高齢化が社会問題となっておりますが、本市の将来を見据えて、子どもを産み安心して健やかに育む少子化対策と、高齢者が健康で生きがいを持ち続け、安心して暮らせる高齢者対策に取り組み、市民誰もが、本市に住み続けたいと思う地域社会づくりを推進する必要があります。

特に、生活に密着する保健・医療・福祉・防災等は、生活の基本となるもので、市民と市民、市民と行政が一体となって、共生社会の構築を目指してまいります。

保健事業につきましては、市民一人ひとりが、健康で安心して暮らせるよう、自らが健康づくりを実践することを基本として、健康寿命を延ばすために、正しい運動習慣や食生活を行うよう、健康教育を実施すると共に、うつ自殺防止対策等の健康教室や講演会、健康相談を引き続き開催し、市民の健康増進を図ってまいります。

また、保健師の地区担当制を推進し、地域の高齢者や病弱者などを訪問し、相談や支援を行うことで、

各種サービスの利用に結び付けながら、引き続き孤立防止や健康づくりに努めてまいります。

生活習慣病の予防につきましては、高齢になるにつれ、生活習慣病の発症率が高くなる傾向があります。若年期から正しい食生活や運動習慣など、健全な生活習慣を身に付けていただくため、引き続き啓発活動を行うと共に、特定健診や各種がん検診の受診機会を充実させながら、受診率を向上させ、疾病の早期発見、早期治療に繋げ、市民の健康づくりに努めてまいります。

また、感染症予防につきましては、正しい知識の普及啓発と小児等の各種予防ワクチンの接種推進、インフルエンザワクチン接種費用の助成を行い、感染症の予防に努めます。

母子保健事業につきましては、安心して子供を産み、健やかに成長させていくための環境整備に、引き続き取り組むほか、子育て家庭の不安や負担感を軽減するため、訪問や相談、乳幼児の各種検診を行い、さらに、本年度から新たに5歳児健康相談を実施し、発育状況のチェックと子育てに関する相談を行ってまいります。

介護保険事業につきましては、団塊の世代により、介護を必要とする高齢者の急増が見込まれる2025年を見据え、介護サービスの確保だけでなく、医療・介護・介護予防・住まい及び日常生活の支援が包括的にできる「地域包括ケアシステムの構築」を進める必要があります。

また、高齢者が充実した生活を続けるためには、生活機能の維持・向上を図ることが必要であり、介護予防の運動教室や認知症予防対策に引き続き努め、平成29年4月より、要支援者に対し、新しい総合支援事業を実施していきます。

さらに、地域支援事業への取り組みとして、生活支援の担い手となるボランティアの養成・発掘等の地域人的資源の開発や、ネットワーク化等を行う「生活支援コーディネーター」を配置すると共に、高齢者が生きがいを持って社会参加することを推進し、介護予防に繋げるほか、介護が必要になっても、可

能な限り在宅での生活が継続できるよう、在宅医療と介護の連携を推進する中で、適切な介護サービスの提供に引き続き努めてまいります。

地域医療体制の確保につきましては、本年3月に新病棟が完成し、4月から病院名も「あかびら市立病院」として再スタートを切ることになりました。

医師・看護師等の医療技術者の安定的な確保を図り、市民が安心して医療を受けることができる環境づくりを進めることが重要であり、特に医師については、継続的に赤平に縁のある医師へのアプローチと、情報入手に努めながら、地域医療振興財団並びに民間医師紹介会社からの情報もいただき、市と病院が一体となって医師確保に取り組み、現在の診療科の維持継続に努めてまいります。

また、外来、入院、人工透析、在宅医療の充実に努めると共に、超高齢化社会に対応するため、介護との連携を進めてまいります。

広域的医療の連携強化につきましては、中空知医療圏域でのセンター病院並びに中核病院等からの医師派遣や救急対応など、地域連携の堅持と圏域内での機能分担及び広域的医療連携の強化に努めると共に、市内医療機関との診療連携も積極的に進めてまいります。

救急医療体制の維持につきましては、医師会及び市内外の協力医療機関から、医師等の派遣をいただきながら、当病院を中心に市内の救急体制の維持確保に努めると共に、二次、三次救急については、センター病院及び中核病院と連携を図ってまいります。

病院経営につきましては、安定した経営体質の継続を目指し、外来及び入院患者の安定確保を基本に、在院日数と入院患者数の確保を目標に掲げ、健全な経営に努めてまいります。

また、診療報酬の改訂など、国の施策に的確に対応した柔軟な経営体制の維持継続を進めるほか、本年度は、電子カルテや中空知医療連携ネットワークシステムを導入し、医療の質的向上や効率化による医療環境を構築してまいります。

さらに、本年度から翌年度の間に、旧病棟の除却と跡地整備を行い、救急車両の安全かつ円滑な通路確保と駐車場等の整備による市民の利便性の向上に努めてまいります。

国民健康保険事業につきましては、国民皆保険制度の下、医療サービスを安定的に被保険者に提供しなければなりません。

そのためには、一層、医療費の適正化を図らなければならず、特定健診や特定保健指導の実施による、生活習慣病の重症化予防、また、被保険者の選択によるジェネリック医薬品への切り替えの推進も重要となっております。

平成27年度は、前年度に特定健診を受診していない方を対象としたアンケート調査により実態把握を行い、受診率向上に向けた環境整備に努めます。

さらに、平成30年度には、国保の財政運営の責任主体が都道府県となる予定のため、保険者として、単年度収支の均衡が図れるよう努めてまいります。

国の臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金につきましては、前年度に引き続き本年度も支給されることとなりましたが、各給付金は前年度より減額となるため、平成26年度繰越明許費によって、この減額相当額について、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、生活応援臨時福祉助成事業並びに子育て応援臨時助成事業として、本年度に支給してまいります。

高齢者福祉につきましては、高齢者が住み慣れた地域において、未永く生きがいを持って安心した生活が送れるよう、地域の協力により高齢者を支える体制を作り、さらに、公的サービスの活用による安全・安心な暮らしを確保するほか、健康増進と生きがいを見出すため、生きがい農園を整備してまいります。

また、冬期間の除雪が困難な高齢者等に対し、引き続き除雪費用の一部を助成してまいります。

障がい者福祉につきましては、障害者総合支援法と平成27年5月に策定した「第2次赤平市障がい者基本計画」及び「第4期障がい福祉計画」に基づき、

介護給付や訓練等給付などの自立支援給付並びに相談支援や日常生活用具の給付など、地域生活支援事業等の各種障害者福祉サービスを実施すると共に、障がい者等の自己決定を尊重し、日常生活や社会生活を営むことができるように、赤平市障害者自立支援協議会などの関係機関と協力・連携し、積極的に生活支援を行ってまいります。

少子化対策につきましては、全国的にも少子化が進行し、核家族化や地域コミュニティの希薄化など、社会環境が大きく変化している中、国や地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する新たな支え合いの仕組みとして、「子ども・子育て支援新制度」が本年度から本格的にスタートしました。

本市においても、本年3月に策定した「子ども・子育て支援計画」に基づき、平成27年度から保育所保育料の50%軽減、2歳未満児に対する紙おむつ用ごみ袋の交付など、子育て世帯の経済的負担の軽減を中心とした11事業を新たに実施するほか、中学生以下の医療費の自己負担の無料化を継続してまいります。

また、少子化傾向に歯止めが掛からない今日、少子化対策に全力を挙げる一方で、子ども集団の小規模化を回避すると共に、保育体制の強化を図るため、幼稚園と保育所を統合した「幼保連携型認定こども園」の早期設置を目指し、設置時期に合わせて、効率化された財源を基に保育料の無料化を検討してまいります。

さらに、児童館・児童センターにつきましても、施設の老朽化や利用者数が減少傾向にあり、小学校統合計画とも整合性を図りながら、施設並びに運営体制を充実するため、計画的な整備を進めてまいります。

なお、これら児童福祉に関連する今後の施設の整備方針につきましては、本年度に策定する公共施設等総合管理計画に基づき、児童福祉施設整備計画を策定し、具体的内容を決定するほか、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を行うため、子育て世代包括支援センターの設置について検討してまいりま

す。

また、子育て支援は、まち全体として応援する取り組みが必要であり、毎月第4日曜日を「家族の日」に制定し、この日は、家族参加型のイベント企画や保護者の休日出勤の抑制、家族での買い物や食事の割引などを企業や商業者などにもご協力が得られるよう話し合い、家族の時間を大切にした取り組みを進めます。

障がい児や発達に配慮が必要な子どもへの支援につきましては、本年度から赤間小学校内に通級指導教室を開設し、各学校と連携を図るほか、児童発達支援事業等の事業所を利用する世帯に対し、利用料の自己負担額を無料化にします。

保育所につきましては、利用されている乳幼児数は、ほぼ横ばいで推移しておりますが、特に低年齢児の利用ニーズが高まっており、保護者の就労形態も多様化しております。

このため、子ども・子育て支援新制度に伴い、本年度から通所開所時間を30分繰り上げ、7時から18時までの保育時間に拡大します。

また、19時までの時間外保育の利用者数も増加傾向にあり、今後も引き続き、子育て世帯の就労との両立を支援してまいります。

子育て支援センターにつきましては、子ども同士の関わりや保護者同士の交流、育児・発達相談の場として利用されております。今後も様々な講座の開催や季節に合わせた行事を企画するなど、子育て家庭の育児力の向上に努めてまいります。

児童館及び児童センターにつきましては、本年度から留守家庭児童見守り事業の対象学年を、小学校4年生以下から6年生以下に引き上げると共に、赤平児童館については、休日等の開館時間を1時間繰り上げ8時からとするなど、共働き家庭等の子育てを支援してまいります。

ひとり親家庭への支援につきましては、母子・父子自立支援員による相談業務等を通じて、それぞれの家庭状況に応じて、仕事と子育てを両立しながら、経済的に自立できるよう必要な指導・助言を行って

まいります。

また、母子家庭高等技能訓練促進事業及び母子家庭自立支援教育訓練給付金事業を継続し、早期に自立した生活を実現できるよう支援してまいります。

地域防災につきましては、全国各地で地震や異常気象等がもたらす被害が発生しており、大規模な災害などに備えた防災体制づくり等が重要となっておりますが、公共施設の統廃合に伴い、避難所の指定を見直し、防災備蓄品等を再配備し、福祉避難所の整備を進めてまいります。

また、防災マップ（改訂版）の作成・配布や避難行動要支援者の名簿の共有等、災害時における住民の円滑かつ安全な避難の確保に努め、さらに、継続して総合防災訓練を実施するなど、災害発生時に迅速に対処できる体制づくりに努めてまいります。

さらに、昭和56年に建設された市庁舎は、災害対策本部の設置など、災害時の防災拠点施設としての役割が求められますが、新耐震基準以前の建築物であることから、耐震診断を行い、その結果によっては、統合中学校整備など大型事業の進捗状況を見極めながら、耐震化や非常電源の強化などを進めてまいります。

消防・救急救助につきましては、滝川地区広域消防事務組合による出動体制を継続し、大規模災害等にも迅速に対応できるよう、消防力の強化を図ってまいります。

また、本年度は、赤平消防署消防総合庁舎を完成するほか、消防救急デジタル無線を整備し、住民の安全・安心の確保に努めてまいります。

砂防対策につきましては、西豊里町並びに若木町地区の地すべり対策事業の促進について、引き続き道に対して要請してまいります。

消費者対策につきましては、特に悪質商法によって、年々巧妙な手口による被害が後を絶たず、消費者保護の観点から被害を未然に防止するため、赤平消費者協会を通じて、消費相談業務などを実施してまいります。

交通安全対策につきましては、交通事故のない明

るい社会を目指し、交通事故死ゼロ2,000日を目標に掲げ、引き続き各町内会や関係機関と連携し、各期単位の早期街頭啓発をはじめとする交通安全運動を行うなど、交通事故根絶に努めてまいります。

2 大地に根ざしたたくましい産業をつくりましょう

第5次赤平市総合計画及び本年策定する地方版総合戦略においても、産業振興・雇用対策は、本市にとって重点事業として位置づけられるもので、地元事業者間の連携強化を図ると共に、産官学金労による有識者との新たな検討と取り組みが必要になってまいります。

「赤平市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議」の答申を踏まえた地方版総合戦略に基づく施策に対し、スピード感をもって取り組んでまいります。

本市の地場産業を発展させるため、これまで蓄積してきた地場企業の優れた技術力を生かし、「ものづくりのまち」として広く発信するため、新製品の開発等を支援する「チャレンジ・アレンジ産業振興奨励金制度」を継続し、今後も多くの企業に活用いただけるようPRしてまいります。

また、「産業振興人財育成事業」につきましては、実施主体を赤平市産業振興企業協議会に移行して2年目を迎えますが、企業間同士の産業連携や技術連携に繋がるような人財育成を実施してまいります。

公共建設事業につきましては、赤平消防署消防総合庁舎建設のほかに、今後は統合中学校建設などの大型事業を計画しておりますが、引き続き、公的住宅や公園、道路、橋りょう等をはじめとする市民の安全・安心社会の実現に向けた公共建設事業を実施しつつ、地元建設業者等に対する経済振興に寄与してまいります。

食ブランド開発につきましては、がんがん鍋が赤平の食ブランドとして認知されており、今後も市内飲食店による「がんがん鍋協議会」と連携を図りながら、PR活動を進めてまいります。

また、産業フェスティバルにおいて、新メニューのどんぶり販売を行うなど、新たな食ブランドの創

出に努めてまいります。

特産品の推進につきましては、農産物や食料品、生産品の生産性の向上や流通ルートを開拓し、本市の特産品を広くPRするため、平成26年度に農業や商業の関係団体で組織する「赤平市特産品推進協議会」を発足しており、引き続き、特産品のイメージづくりや宣伝方法の分析、都市部で実施されている北海道物産展へ出店するなど、イメージアップや販路拡大等に努めてまいります。

また、本年度は国の地方創生先行型交付金を活用し、赤平市特産品推進協議会が主体となって、本市の特産品の販売や観光案内を行う情報発信基地として、アンテナショップを幌岡地区にモデル的にオープンし、来客の増大を図るため、地元で撮影されたドラマのギャラリーも併設してまいります。

農業・商業・企業間の連携につきましては、三者が主体となって、地元の食料品や生産品、製造品を一堂に集め、市民へ直接販売やPRを行い、赤平の魅力を再発見していただき、地産地消の拡大を図るため、商工会議所、農業協同組合並びに産業振興企業協議会とも連携を図りながら、「赤平産業フェスティバル」を開催してまいります。

工業につきましては、市内企業が事業拡大や技術開発などによって、経営安定化や雇用拡大を図るため、設備投資をされる企業に対し、企業振興促進事業に基づき支援してまいります。

また、地元企業と相乗効果が図られる新たな企業を誘致するため、道や中小企業基盤整備機構並びに北海道産炭地域振興センターなどと連携を図りながら、市長自らがトップセールスとして、企業誘致活動を行ってまいります。

商業につきましては、赤平駅前広場が整備されている一方で空き店舗が増加し、中心市街地を取り巻く環境が大きく変化しており、さらに、近隣市における大型店の進出により、商業者は大きく影響を受けております。

昨年発足した「商店街振興対策協議会」を中心に、地域おこし協力隊による商店街通信の発行や、本年

度から空き店舗を活用した「チャレンジショップ」を開設するほか、店舗近代化促進事業並びにスーパープレミアム商品券発行助成を継続してまいります。

また、本年度は、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、スーパープレミアム商品券発行助成額を前年度の倍額とします。

さらに、人の流れを見出すために、中心市街地におけるポケットパークの整備について、検討してまいります。

農業につきましては、全国的に耕作放棄地等が増加しており、多面的機能の低下が懸念されている中山間地域において、担い手育成等による農業生産の維持を通じ、生産条件の格差を是正するため、本年度に第4期目を迎えた中山間地域等直接支払事業交付金制度が拡充され、本制度を活用し、集落体制の維持・強化に努めてまいります。

また、地域内の農業者が共同で取り組む活動に対して、多面的機能支払制度を活用し支援するほか、農地土壌への炭素貯留に効果が高く、生物多様性保全に効果のある営農活動に対し、環境保全型農業直接支払交付金を活用し、支援してまいります。

さらに、Uターンされている農業後継者が増えており、農業経営や農業技術を習得するため、農業研修経費並びに旅費などを助成する、農業後継者サポート事業を継続するほか、平成22年度にベストライス赤平を立ち上げ、安心・安全な高品質米に取り組んでおり、札幌市を含む各種イベントに参加しPRしてまいります。

なお、TPP（環太平洋パートナーシップ協定）に関しましては、国における農業の担い手の経営安定を図る戸別補償対策など、農業をはじめ関連産業や地域経済等に壊滅的な打撃を与えることがないように、地元農業者や農業関係者と連携してまいります。

林業につきましては、森林が持つ水源の涵養、国土の保全、木材の生産など、様々な機能を高度に発揮するため、植林及び間伐等による市有林の森林環境保全整備事業や未来につなぐ森づくり推進事業並

びに分収造林事業などを計画的に推進してまいります。

観光につきましては、家族旅行村、保養センター並びにケビン村など、エルム高原施設を核として、緑豊かな自然環境と既存施設の魅力を最大限活かし、自然にふれ合えるイベントの開催など、効果的なソフト事業の推進を図ると共に、大勢の市民が愛着心を持って、施設に一堂に集い楽しんでいただける「市民デー」の開催を検討してまいります。

また、保養センター及びケビン村については、利便性の向上や集客効果を高めるため、保養センターの大規模改修や施設改修を計画的に進めてまいります。

さらに、世界的な彫刻家である流政之氏より寄贈された彫刻作品「SAKIYAMA」に始まり、現在10作品が設置されており、家族旅行村と彫刻作品の融合を図り、新たな観光名所としてPRしてまいります。

イベントにつきましては、「らんフェスタ赤平」「あかびら火まつり」などの伝統を継承しつつ、観光協会並びに関係団体と連携を図りながら、更なる発展を目指し、魅力ある個性豊かなイベントの充実に努めてまいります。

また、「市民花火大会」を継続するため、市民や企業などの皆様に募金のご協力を働きかけてまいります。

地域資源の活用につきましては、炭鉱遺産や食、匠の技など、市内の各団体が工夫を凝らして様々な活動をされており、団体の主体性を尊重しつつ、必要に応じた支援を行ってまいります。

また、特に炭鉱遺産と匠の技を生かした教育体験旅行の企画検討を進めるため、炭鉱遺産の継承方法並びに財産のあり方についても検討してまいります。

季節労働者に関する対策につきましては、資格取得事業として、能力開発校に対する支援を通じ、赤平市・滝川市・芦別市・新十津川町・雨竜町で構成する滝川地区通年雇用協議会により、季節労働者の

通年雇用を促進してまいります。

3 生きる力を育む生涯学習社会をつくりましょう
少子化の進行と共に児童・生徒数は大幅に減少しており、小・中学校適正配置計画に基づき、既に学校統合や今後の学校統合に向けた準備作業を進めておりますが、中・長期的な教育環境を見通すと、さらなる学校統合は避けられない状況です。

このため、今後においては、中学校の統合に続き、小学校の統合についても、新校舎を建設するため、「赤平市立小・中学校適正配置計画」の変更等について検討し、まちの宝である子ども達の教育環境の充実を図ってまいります。

また、幼稚園についても同様に、幼児数の減少が続いており、子ども・子育て支援計画に基づき、幼稚園と保育所を統合した「幼保連携型認定こども園」の早期設置を目指してまいります。

幼稚園教育につきましては、3歳児教育と預かり保育を継続するほか、学びの基礎を培い、健やかな成長を育ててまいります。

小・中学校教育につきましては、本市の学力・学習状況調査の結果では、全国・全道平均を下回る結果が続いており、学力向上プランの実行や特色ある取り組みによって、学力向上を目指してまいります。

また、本年度は、タブレット端末を用いたモデル事業や滝川市教育支援センターの適応指導教室への通所支援、ことばの指導や発達支援が必要な児童に対する通級指導教室を開設するなど、子ども達の教育環境の変化に対応してまいります。

学校給食につきましては、食育と栄養バランスに配慮しつつ、設備等を計画的に更新するほか、物価の高騰や消費税率引上げ等により、給食費会計は厳しさを増しておりますが、子育て世帯の給食費の負担増加にならないように支援してまいります。

社会教育につきましては、市民誰もが学び続けられる環境づくりや健康増進に努め、人づくりや地域づくりを推進してまいります。

このため、東公民館と交流センターみらいを拠点として、各種講座や講演等を開催し、市民並びに各

種団体活動を活性化すると共に、中学生以下の子ども達については、社会教育・体育施設の使用料の無料化を継続してまいります。

芸術・文化・歴史につきましては、文化団体が中心となり、様々な発表活動や行事を開催いただき、今後も文化協会等の関係団体と連携を図りながら、芸術、文化に触れる機会の拡充に努めてまいります。

また、まちの文化や歴史を後世に継承することは極めて重要であり、小学校社会科副読本を活用するほか、本年度から専門職員を配置し、炭鉱遺産の保存・整理、住吉獅子舞、郷土生活資料、埋蔵文化財・史跡の継承に努めてまいります。

さらに、歴史資料館の整備に向けて、本年度に策定する公共施設等総合管理計画の中で、基本方針を定めるほか、民間が所有する炭鉱施設の財産の管理方法についても検討してまいります。

青少年教育につきましては、青少年健全育成事業やふるさと少年教室などの充実を図ると共に、社会環境の変化に対応し、青少年の問題行動を早期に発見し、事件や事故などを未然に防止するため、学校や警察署等の関係機関と連携を図ってまいります。

図書館につきましては、希望図書の予約や図書館のネットワーク等を通じて、市民が必要とする図書の提供に努めると共に、子ども達の豊かな感性を養うため、ブックスタートをはじめ、読書習慣の定着を図ってまいります。

社会体育につきましては、北翔大学との包括連携協定に基づき、「子ども体力測定・走り方教室」「市民スマイルウォーキング」を開催するほか、子ども達を対象とした各種スポーツ教室や高齢者も参加可能な軽スポーツ大会、レクリエーションスポーツなども開催し、スポーツ技術の向上と健康増進に努めてまいります。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、総合教育会議を通じて、市長と教育委員会とのさらなる連携を深め、教育振興を図ってまいります。

4 ゆとりと潤いのある快適な生活を支えましょう

本市は、全国を上回る速さで人口減少や少子高齢化が進んでおり、人口減少率を抑制するため、社会変化に対応した居住環境整備を計画的に推進しなければなりません。

また、各種助成制度を活用した民間活力の導入や移住定住促進に向けた支援を継続的に実施してまいります。

さらに、安全・安心社会を実現するため、住宅や道路、橋りょう、公園等の長期的視点に立ったインフラ整備を計画的に進め、防災・減災にも繋げてまいります。

公的住宅につきましては、平成26年度に策定した「住生活基本計画」及び「公営住宅等長寿命化計画」を基本に、計画的な建替えや改善・修繕により、良質な住宅ストックの形成と共に、持続可能な都市経営の観点から、人口規模に見合った適正な管理戸数の整備を目指してまいります。

福栄地区の改良住宅建替事業につきましては、平成30年度までに3棟24戸の建設、10棟208戸の除却を予定し、本年度は、平成28年度の10号棟建設に向けた実施設計を行ってまいります。

公営住宅建替事業として、茂尻第一団地につきましては、本年度の4号棟1棟8戸の建設によって、全体計画の4棟40戸の建設が完了となり、春日第一団地等の19棟92戸の除却を継続してまいります。

また、新規事業として、豊丘町の吉野団地の建替えに向けて、調査設計等を進めていくほか、移転集約事業として、平和団地、曙西団地の集約並びに空き住棟の除却を行ってまいります。

既設の公的住宅につきましては、老朽化した住宅等の安全性・緊急性に対応した修繕や入退居時の補修を行うと共に、冬期間における空き家の落雪対策や通路確保などに努めてまいります。

また、計画的な改修により、住環境の改善や建物の延命化が図られる長寿命化改善事業として、青葉シルバーほか7団地の屋根や外壁の改善事業を実施してまいります。

民間住宅につきましては、安心して住み続けられる住まいづくりと居住環境の向上や地域経済の活性化を図ることを目的として、住宅改修費用等の一部を助成する「あんしん住宅助成事業」を実施しておりますが、本年度が最終年度となることから、再度、事業効果を検証した上で、助成期間の延長等について検討してまいります。

また、民間賃貸住宅の建設支援や居住性の向上により、若年層世帯等の移住定住人口の促進や地域経済の活性化を図ることを目的として、民間賃貸住宅の建設費用の一部を助成する「民間賃貸住宅建設費助成事業」、既存の民間賃貸住宅の改修費用の一部を助成する「民間賃貸住宅リフォーム助成事業」について、加速期間と設定した平成28年度まで継続し、本事業についても、最終年度に事業効果を検証した上で、助成期間の延長等について検討してまいります。

移住定住促進事業につきましては、居住するため幅広い選択肢や支援を行うため、中古住宅の賃貸・売買の物件情報となる「住みかエール事業」や新婚世帯並びに市外から市内に転入される若年層の方を対象とする「民間賃貸住宅家賃助成事業」を継続するほか、市外からの通勤者が多い実態を踏まえ、企業者による共同住宅の建設に対する助成など、新たな支援についても検討してまいります。

また、市外の方に赤平での暮らしを実際に体験していただくため、引き続き「赤平おためし暮らし」を実施するほか、北海道移住促進協議会を通じて、赤平や宅地分譲等の情報、助成制度を盛り込んだパンフレットを道外へもPRしてまいります。

さらに、豊丘南団地を含め、市有地の有効活用を図るため宅地分譲を推進すると共に、地域単位別による分譲価格についても検討してまいります。

道路につきましては、緊急時や市民が安心して日常生活を送るために不可欠な生活基盤であると共に、産業経済を支える社会基盤施設として、重要な役割を担っております。

国道につきましては、本市における主要幹線道路

として、交通の安全性や産業活動等に寄与しておりますが、滝川インターチェンジから赤平工業団地の間の4車線化、並びに現国道の整備や適切な維持補修等について、国に対して要請してまいります。

道道につきましては、市道豊通から道道昇格となった赤平奈井江線の道路整備や上流橋の老朽化が見られる赤平橋架換などについて、道に対して要請してまいります。

市道につきましては、安全な通行確保や居住環境整備に向け事業を進めておりますが、本年度は、翠光1条通、文京学園通歩道の改良舗装工事、青葉通排水整備工事のほか、緑橋架換や右岸通、西文1条通など4路線の、平成28年度以降の整備に向けた調査設計を実施してまいります。

また、既存道路についても、緊急性と安全性を考慮しながら、維持補修や側溝整備等に努めてまいります。

橋りょうにつきましては、「橋りょう長寿命化計画」に基づき、維持管理や更新を計画的かつ効率的に推進してまいります。本年度は、新成大橋の補修工事並びに平成28年度以降の補修に向けた、奈江沢2号橋、福栄橋の調査設計を実施してまいります。

公園につきましては、緑豊かな景観を保ち市民に親しまれる都市施設として、「公園施設長寿命化計画」を基本に、子どもから高齢者まで幅広い年齢層が、憩いの場として利用できるよう、整備保全に努めてまいります。

都市計画につきましては、社会情勢変化に対応した持続可能なまちづくりを推進するため、都市計画マスタープランや用途地域の見直し等により、都市基盤の整備・保全に努めてまいります。

雪対策につきましては、近年、全国で発生している局地的暴風雪など、不安定な気象状況であります。冬期間における市民生活の安定と産業経済活動の円滑化を図るため、計画的な除排雪対策に努めると共に、町内会等のご協力や市広報誌、市ホームページを活用しながら、除雪マナーの周知を図ってまいります。

また、効率的な除排雪体制を維持するため、除雪機械を計画的に更新します。

上下水道につきましては、安全・安心な水道水を供給するため、企業債を活用しながら、老朽施設の更新を計画的に行い、併せて収入確保と経費節減に努め、経営の健全化を進め、今後の経営状態を見通しながら対応してまいります。

また、未収金対策として、悪質な滞納者に対し、給水停止などの措置を執り、その回収に努めてまいります。

下水道につきましては、生活環境の向上と公共水域の水質改善、並びに雨水対策により、安全・安心な生活環境を確保するため、計画的な整備・保全を行うと共に、未水洗世帯の解消に努めてまいります。

また、収入確保と経費節減に努め、経営の健全化を進めてまいります。

一方では、公共下水道区域外等における住宅に対して、合併処理浄化槽の工事費に対する合併処理浄化槽設置整備事業補助金を継続し、環境衛生や水質保全を図ってまいります。

環境衛生につきましては、広報あかびら及び市ホームページを活用し、ごみ分別の徹底や減量化等に努めるほか、新聞・ダンボール・空きビン等の自主的な回収に対する助成を継続します。

また、し尿処理に関しては、本年4月より6市6町による石狩川流域下水道奈井江浄化センターにおいて、し尿等の共同処理を開始しており、市町が連携して運営してまいります。

さらに、本年度は、水道給水区域以外の地域の安全・安心な飲用水の確保を図る目的から、飲用井戸を利用されている世帯の一部を対象として、水質等の実態調査により現状を把握し、良質な飲用水を確保する手法を検討してまいります。

5 人と人が語り合い行動できる地域づくりを進めましょう

日本は世界に先駆けて、人口減少や超高齢化社会を迎えており、こうした構造的な課題に対して、地方創生に真正面から取り組むため、国においては、

昨年、まち・ひと・しごと創生法を制定し、都道府県及び市町村に対し、地方版総合戦略を策定するよう求めております。

本市においては、全国平均を上回る速さで同様の傾向が生じておりますが、炭鉱閉山や財政問題を克服した赤平市民力こそ、地方創生を実現できると確信しております。

このため、本年7月に住民代表者に加え、市外からの有識者を含む産官学金労の構成による、「まち・ひと・しごと創生総合戦略会議」を設置し、さらに本会議の中に50歳以下の市民で組織する「みらい部会」も設置し、2040年を見据えた平成27年度から平成31年度の5年間の総合的な施策を協議するほか、市民及び職員からの政策提言を募集し、市議会との議論も重ねて、緊急的施策の基本方針を定める「地方版総合戦略」を本年中に策定します。

さらに、策定後においては、毎年度、施策内容を検証するほか、施策の具体的内容を定める「地域再生計画」等を検討し、速やかに施策を実現してまいります。

公共施設につきましては、全国的に公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっており、地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中、今後、人口減少等により、公共施設等の利用需要が変化していくことを踏まえ、国は、長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことで、財政負担軽減・平準化すると共に、公共施設等の最適な実現を図るため、公共施設等総合管理計画の策定を求めております。

本市としては、平成19年度に「赤平市公共施設改革」、平成23年度に「遊休公共施設等整備計画」を策定し取り組んでまいりましたが、本年度中に改めて基本方針を示す「赤平市公共施設等総合管理計画」を策定し、その後、具体的な個別計画を策定してまいります。

市民参加型のまちづくりを推進するため、平成28年度から「まちづくり市民会議」を発足し、情報共有と共に市民目線から市政運営に対する評価や意見

等をいただく機会を創出するほか、毎年度、市税の1%を上限として、市民から「まちづくり提案」を募集し、まちづくり市民会議で審査をいただき、市民発案の事業を実現し、様々な事業にチャレンジしてまいります。

また、各種団体におけるまちづくり活動を支援するため、「まちづくり活動推進事業補助金」を継続するほか、市民のまちづくりへの参加意欲を高めるため、引き続き「まちづくり講演会」を開催します。

情報共有につきましては、「定期的な住民懇談会」「こんばんは市長室」「市長がおじゃまします」「子どもまちづくり探険隊」を継続し、市民の声をまちづくりに反映するほか、子ども達のまちへの理解を深め、愛着心を育みます。

また、市広報誌やホームページ等を活用し、まちの情報をお知らせすると共に、引き続き、地域おこし協力隊員により、市内外に赤平の魅力を発信してまいります。

さらに、本年度は、赤平の主要概要を掲載した市勢要覧を作成してまいります。

本市と北翔大学は、平成26年2月に包括連携協定を締結しており、本年度も「子ども体力測定・走り方教室」などを継続するほか、新たに市内の小・中・高生を対象に「大学見学会」を開催し、子ども達の進学に向けた夢を育む機会を創出します。

また、今後も包括連携協定に基づき、文化・スポーツ・健康づくり等の様々な分野にわたる連携事業を実施してまいります。

地域コミュニティ活動につきましては、町内会運営に苦慮されている現状を踏まえ、本年度から「地域コミュニティ活動推進事業補助金」の増額並びに「町内会街路防犯灯維持管理事業交付金」の助成率上げを行うほか、地域課題を解決するため、赤平市町内会連合会の活動を支援してまいります。

また、平成25年度に赤平市町内会連合会で実施したアンケート結果においても、町内会館の大幅な利用者の減少から、現状の指定管理者による会館運営を継続することが困難な状況となっており、さらに、

施設の老朽化が進み、今後、多額な改修費用が予想されることから、公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら、利用や運営状況の実態を踏まえ、会館の統廃合等について、地域とも十分協議した中で、「町内会館施設活用方針」を策定してまいります。

まちなかり親制度につきましては、市民ボランティアによる道路や公園などの美化活動に取り組んでいただいております。今後も身近な公共空間を自ら保全していただけるよう、登録団体の増加に向けPRしてまいります。

広域連携につきましては、昨年7月に滝川市と砂川市を中心市として、周辺市町となる本市との間で「定住自立圏の形成に関する協定書」を締結し、同年11月に「中空知定住自立圏共生ビジョン」を策定しており、本ビジョンを基本に中空知圏域全体の活性化を図るため、連携を強化すると共に、定住自立圏に関わらず、近隣市町との施設や行政の効率化等についても模索してまいります。

行財政改革につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政指標は、全て健全段階を維持しておりますが、人口減少等によって、地方税や地方交付税等の減収が見込まれます。

本年度は、第5次赤平市総合計画、地方版総合戦略、公共施設等総合管理計画など各種計画との整合性を図りながら、財政規律を堅持するため、改めて「赤平市財政健全化計画」を策定してまいります。

また、特に共働き世帯や若年代、地方在住者を含む多くの納税者等の利便性を高め、納付意欲をより一層向上させるため、市税等の公金について、コンビニエンス・ストアにおける収納業務の委託に向け、本年度に準備作業に当たり、平成28年度から収納を開始します。

さらに、平成27年度から平成29年度の3年間で、統一的な基準による財務書類等を作成する、地方公会計の整備が国から求められており、本市としては、本年度に固定資産台帳を整備し、平成28年度決算から財務書類等を作成するよう作業を進めてまいりま

す。

Ⅲ むすび

以上、平成27年度から平成30年度までの市政執行にあたりまして、私の所信を申し上げましたが、人口減少問題と平行した将来のまちづくりは、行政だけの力で成し得るものではございません。

市民並びに企業者の皆様と議会、行政が一緒になって、知恵を出し合い行動することが大切であります。

そのためには、様々な住民対話の機会や積極的な情報提供によって、情報を共有し合うことを原点として、皆様からいただいた意見等を真摯に受け止め、結果は別として、頭から不可能と判断するのではなく、可能とするために何ができるかといった観点で調査・検討することが大切です。

時には失敗することもあるかもしれません。しかし、失敗を如何に改善へ結びつけるか考えるべきだと思います。

こうしたことを積み重ねる中で、必ず素晴らしい施策が生まれ実現することが、本市の発展に繋がると確信しております。

第5次赤平市総合計画の将来像である「あふれる笑顔輝く未来を創造するまち」に向かって、今このまちに住む皆様と一緒に力を合わせ、次代を担う子ども達のため、赤平市の未来のために邁進してまいります。

市議会議員各位、並びに市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、私の所信表明とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（北市勲君） 次に、教育行政執行方針について、教育長。

○教育長（多田豊君）〔登壇〕 1. はじめに

平成27年赤平市議会第2回定例会の開会にあたり、赤平市教育委員会の所管行政に関する執行方針について申し上げ、市議会並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、社会が急速に変化する中、赤平市において

も進行する少子高齢化、人口減少による社会的活力の低下などの課題が生じておりますが、地域の発展を支える基盤となる教育の重要性が改めて指摘されており、教育の現状や今日的な課題を踏まえつつ、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たし、連携を深めながら人づくりと確かな教育環境づくりを着実に推進していくことが求められています。

そのため学校教育においては、子どもたちの生きる力をより一層育むために確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた教育活動を推進するとともに、教育環境の向上に取り組むことが重要です。

社会教育においては、学びつづけることで心豊かに暮らせるまちづくりを基盤に据えて、人づくり地域づくりを推進し、活力あるまちづくりにつながる社会教育をめざさなければなりません。

一方、教育行政の組織に係わっては地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により市長部局との連携の必要性が示され、あわせて、いじめ防止対策推進法にもとづく赤平市いじめ防止基本方針を策定して、学校・家庭・地域・関係機関との連携をより強化し、その未然防止と早期の対応が求められております。

教育委員会といたしましては、今後も学校教育と社会教育が一層の連携を図りながら、第5次赤平市総合計画を基本に市民の信頼に応え、一人ひとりが生涯にわたって学び続けることができる生涯学習社会の実現をめざした教育行政を進めるため、ここに平成27年度の教育行政執行方針を示させていただきます。

2. 創造性豊かな学校教育の推進

学校教育には、これからの赤平市を担う子どもの一人ひとりが夢や希望をもち、その実現に向け、たくましく成長していくことができるよう学校・家庭・地域が課題を共有し、三者が一体となって取り組んでいくことがこれまで以上に求められています。そのため、学習指導要領が示す内容にもとづき各学校では、子どもに確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた育成を目指した教育の実践に努め

なければなりません。

本市の児童・生徒の学力の状況は、赤平市学力向上委員会だより、学校だよりなどにより保護者並びに地域の皆さまにお知らせしていますが、本市の全国学力・学習状況調査の結果は一部の学校を除き、全国・全道平均を下回る結果が続いています。この状況を早期に解消するために赤平市学力向上委員会を組織し、赤平市学力向上プランの策定や各小・中学校の学力状況等の把握、各校の特色ある取り組み、道教委による地域の学力向上支援事業を推進しているところです。

また、赤平市の全小・中学校の教育活動を定める赤平市基底教育課程を改善し、年間指導計画等が適切かつ計画的に実施されるよう着実な実行に努めるとともに、ICT（情報通信技術）の活用を促進するためのモデル事業として、タブレット端末を用いた授業の検証を進めてまいります。

さらに、標準学力検査についても全小・中学校で検査の内容を統一して全学年で実施し、本市全体の学力状況を的確に把握できる体制を整え、授業改善や個に応じた指導法の改善に役立ててまいります。

家庭における望ましい生活習慣の定着は学力向上の第一歩です。

「家庭学習の手引き」の活用をはじめ、子どもを伸ばす親子のコミュニケーションを大切にし、ゲームは時間を決めるなど「生活リズムチェックシート」を活用し、家庭における学習習慣の定着と充実の強化を図り、確かな学力の向上に努めてまいります。

なお、全国学力・学習状況調査の結果公表については、市民への説明責任を果たし、学力は学校・家庭・地域全体で育むとの観点から引き続き市教委独自で公表を行います。序列化や点数主義への偏重を十分に配慮した効果的な公表方法となるよう努めてまいります。

近年、子どもたちの体力の低下が叫ばれ、本市においても道内の子どもたちと同様に体力は全国平均に比べ低い状況であることが明らかになっております。体力の向上は健康の維持だけではなく、意欲や

気力といった精神面の充実にも深くかかわっており、あらゆる活動の基盤として極めて大切なものであります。

そのため、小学5年生と中学2年生を対象に毎年実施されている全国体力・運動能力、運動習慣等調査とともに、昨年度より対象学年以外の全児童・生徒に対しても、同じ種目で行われる新体力テストを実施して個々の状況の的確な把握に努めているところです。今年度は体力・運動能力、運動習慣等の検討組織を設置して全校全学年の状況を経年比較し、その結果をもとに指導法の工夫改善や一校一実践などの取り組みを通して、児童・生徒の体力・運動能力の向上に努めてまいります。

文科省による学校保健統計調査などの調査結果によると、肥満傾向児の割合が高めになっております。子ども一人ひとりが生涯をとおして健康で活力ある生活を送ることができるよう、義務教育の段階から食に関する知識や健全な食習慣の定着を図る必要があると考えます。

また、歯の健康を守ることにつきましては、将来にわたって健康な生活を営むうえで大変重要です。虫歯予防のため、幼稚園を含めて小学校全学年でのフッ化物水溶液でうがいをするフッ化物洗口を継続して実施し、幼児期から将来にわたる歯の健康促進に取り組んでまいります。

さらに、給食指導や食育指導に加えて、児童・生徒の発育及び健康状態に応じた保健指導が大事であることから、家庭とも連携しつつ、関連教科や特別活動など教育活動全体を通じた取り組みを進めてまいります。

特に、児童・生徒の健全な心身の発達に資する学校給食の役割は極めて重要であります。栄養のバランスに配慮することはもとより、食中毒を防止するための衛生管理の徹底など、専門家による指導と協力を求めてまいります。

あわせて、学校給食センターの計画的な設備の更新を進め、主な食材の産地の事前公表を継続してまいります。赤平米をはじめとした地元食材の活用

については農業団体の協力もあり、今後とも地元及び道産食材を中心に安全・安心で子どもたちに喜ばれる給食の提供に努めてまいります。

食育教育の一層の充実のために、小・中学校での栄養教諭による授業を継続するとともに、食物アレルギー対応のための情報共有を進め、アレルギー事故の未然防止に取り組んでまいります。

また、最近の物価高や消費税率の改定により給食費会計は逼迫しておりますが、献立の見直しや工夫とともに市の負担により収支の均衡を保ち、当面の値上げを回避するよう努めてまいります。

心を育む道徳教育については、学習指導要領の一部改正により、これまでの道徳の時間は平成30年度から「特別の教科 道徳」（道徳科）となります。児童・生徒の人間性を育む道徳教育の充実は極めて重要であることから、要となる「特別の教科 道徳」（道徳科）を中心に教育活動全般を通じて児童・生徒の心の教育の充実を図ってまいります。

あわせて、子どもたちが郷土を知り郷土愛を育むことは重要です。小学校社会科副読本の活用により、ふるさと赤平の歴史や文化、産業や自然について市民である子どもたちへ継承してまいります。

いじめの根絶についてであります。いじめは子どもの教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える恐れがあることから絶対に許されるものではありません。その認識を共通のものとして、いじめを起こさない、許さない雰囲気を学校全体で醸成することを基本に、一昨年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」に則り策定した「赤平市いじめ防止基本方針」と学校における基本方針にもとづき、学校・家庭・地域・関係機関との一層の連携により、いじめの未然防止や早期発見、早期対応に取り組んでまいります。

また、年2回実施しております市内の児童・生徒を対象としたいじめ把握のためのアンケート調査や、いじめ根絶「あかびら子ども会議」の取組みなどを継続して行い、学校全体で取り組むいじめの根

絶に努めてまいります。

体罰の未然防止については、学校教育の基盤は、児童・生徒相互並びに教職員との信頼関係が大切ですが、全国的には未だ教職員による体罰が数多く発生しています。教職員の体罰による児童・生徒への指導はいかなる場合も禁止されており、体罰はむしろ力による解決の志向を助長させ、いじめや暴力行為の連鎖を生むおそれがあります。今後も研修などを通じ、教職員による体罰の根絶をめざすとともに、今年度も児童・生徒、保護者、教職員を対象としたアンケート調査を実施し、実態の把握と体罰の防止に努めてまいります。

次に、不登校の児童・生徒への学習環境の整備・充実についてであります。市内の小・中学校には欠席日数の多い不登校や不登校に近い児童・生徒がありますが、その要因は多様で、個別の対応を必要とする状況が年々増加する傾向にあります。これまで青少年センター専門指導員やスクールカウンセラーなどの招致により、児童・生徒はもとより保護者への対応を行ってまいりました。近年、改善が難しい児童・生徒もみられることから、個別のケアを継続するとともに、子どもの学習意欲を受け止めるべく、今年度から滝川市との協定により滝川市教育支援センターを利用した適応指導教室への通所支援を行ってまいります。

特別支援教育について申し上げます。各学校ではコーディネーター担当の教員を中心とした校内組織の整備や個別の支援計画の策定などに取り組んでおり、今年度も引き続き各小学校に特別支援教育支援員の配置を行います。

また、課題となっておりましたことばの指導や発達支援が必要な児童への「通級指導教室」の開設については、市任用の指導員の配置により開設し、就学後の対象児童の支援に努めてまいります。

今後も幼・小・中の連続性を踏まえ、個々の子どもの特性を見極めた対応を重視し、市福祉部局や保健部局とも連携しながら、特別支援教育連携協議会の効果的な運営により、特別支援教育の一層の充実

をめざして取り組んでまいります。

子どもの安全・安心の確保は今日的な重要課題であります。今後も引き続き保護者や地域の方々、関係機関との連携を深め、子どもの安全確保と事故の防止に努めてまいります。

特に不審者対策については、赤歌警察署による防犯教室及び地域の関係機関・防犯ボランティア団体の協力のもと、日頃より児童・生徒に対する危険回避の意識づけをするなど安全指導を強化しておりますが、さらに繰り返しての指導に努め万全を期してまいります。

交通事故の防止につきましても、自転車の乗車マナー向上をはじめとした日常の安全教育を徹底するとともに、特に通学路については学校、道路管理者との連携による通学路交通安全プログラムに基づいた合同点検を行い、スクールバスの安全運行を含めた登下校時の安全確保の体制づくりを進めてまいります。

また、児童・生徒の携帯通信端末をはじめとしたインターネットの使用では、不適切な書き込みなどネット上のいじめといったトラブルが全国的にも多発しております。学校での指導のほか、家庭内でのルールづくりや書き込みのマナー、フィルタリングの徹底など家庭への啓発と適切な対応に努めてまいります。

学校施設の環境整備については、統合2年目となる茂尻小学校グラウンドの整備や赤間小学校体育館の屋根改修などの整備を行い、今後も安全で学びやすい校舎内外の環境整備を計画的に進めるとともに、火災や自然災害に対応できる訓練を実施してまいります。

小・中学校の適正配置につきましては、昨年度に3小学校を統合して小学校3校体制といたしましたことから、依然として児童・生徒数の減少が続いていることから、現在の小・中学校適正配置計画の変更も視野に入れ、引き続き少子化に対応した活力ある学校づくりに取り組んでまいります。

中学校の統合計画については、適正配置計画に則

り平成28年度統合を目指して説明会を開催するなど、保護者、市民の理解を得て進めてまいりましたが、閉校後の赤平高校敷地を統合中学校校舎の建設敷地として利用できる可能性がでてきたことから、同敷地に新築する計画を進めるため、説明会や市広報などで市民周知を行い統合の時期を2年程先延ばしたところであります。

なお、現在は昨年設立した中学校統合準備委員会において統合中学校校舎の建築など統合に向けての協議を進めているところであり、その進捗状況については統合準備委員会だよりなどを通じてお知らせしてまいります。

今後は統合中学校校舎の建築に向け、国の予算状況を注意深く見守りながら市としての準備を遺漏なく進めるとともに、赤平高校校舎のできるだけ早い段階での解体について、道教委に対しての要望を行ってまいります。

開かれた学校づくりにつきましては、保護者及び児童・生徒による学校評価アンケートを行うとともに、学校評議員制度により地域住民から学校運営に関して意見を聞いてまいります。また、地域や保護者に対する学校だよりの配付や地域参観日の実施により、信頼される学校づくりを進めてまいります。

経済的理由により学用品代や給食費など学校における諸経費の負担が困難な世帯に対する就学援助については、本年度の準要保護の認定に際し、基準となる生活保護費の引き下げによる影響が生じないように配慮してまいります。

幼稚園教育についてであります。幼稚園は学童期以降の学校教育の学びの基礎を培うため、遊びを中心とした主体的な活動を通して満足感や達成感を味わいながら学び育っていくことが基本となります。

今後も幼稚園が保護者、地域にとって信頼され開かれた運営が大切であるとの認識のもとに、3歳児教育、預かり保育の継続と良好な環境づくりに努めてまいります。

また、本年度から始まる子ども・子育て関連3法の施行に基づく赤平市子ども・子育て支援計画のも

と、保育所との交流や小学校との連携を密にし、幼稚園教育の一層の充実に努めるとともに、福祉部局と連携して認定こども園実現へ協議してまいります。

中学校卒業生の進路についてであります。地元唯一の高校である赤平高校は、この3月、惜しまれながら60有余年の歴史に幕を下ろしました。今後、本市の中学校卒業生は主に近隣市町の高校へ進学することになりますが、その進路の指導については従前と変わることなく、各中学校を通じてきめ細かなものとなるよう指導してまいります。

教職員の資質向上につきましては、教育研究団体である赤平市教育研究推進協議会を中心に様々な研修機会を通じ専門性を高めてまいりましたが、発足後12年を経た現在、小・中学校の統廃合による教職員の減少や学習指導要領の改訂に伴う授業時数の確保などの観点から現状に合った研修のあり方が望まれています。今後も引き続き児童・生徒の状況に応じた的確な指導ができる教職員の資質向上への支援に努めてまいります。

3. 豊かな心と体を育む社会教育の推進

社会教育の推進は、市民の教養の向上と健康の増進等を図り、社会を形成する自立した個人の育成に資するとともに、人と人との絆を強くし地域課題の解決に寄与するなど地域社会の活性化を図っていく上で重要な役割を果たし、積極的な事業の展開が求められています。

社会教育関係における講座・サークル活動につきましては、今後とも東公民館と交流センターみらいを拠点として各種事業に取り組み、市民の交流の場として推進してまいります。社会体育関係につきましては、総合体育館を中心に各種スポーツ施設の整備・充実を図り、市民の健康増進に努めてまいります。

青少年教育につきましては、体験学習、指導者養成をねらいとした「ふるさと少年教室」の開講や青少年健全育成事業として行われる夏季、冬季のスポーツ事業など、引き続き充実をめざします。

また、いじめの早期発見、未然防止のため、子どもたちの健全育成活動を通して解決するという役割にも期待が寄せられています。子どもたちの体験学習は、仲間づくりや思いやりの心を育む有益な活動であり、少年教室・健全育成事業においてもいじめ防止を重視してまいります。

青少年を取り巻く社会環境の変化に伴い、従来は当たり前だった人と人との直接的な触れ合いやつながりが減少し、生活の基本となる家族間のコミュニケーションですらその影響が指摘されております。青少年の問題行動を早期に発見し、適切な見守り活動と指導を行う青少年センターでは、赤歌警察署との連携協定の締結をはじめ、学校や関係機関で構成する小中校外指導連絡協議会などとおして連携を密にしてまいります。

次に、東公民館活動と交流センターみらいについてであります。生活に潤いと生きがいをもたらす公民館講座は、地域のコミュニティづくりの場ともなっており、今後も多彩なテーマの趣味的講座を開講し、受講者の拡大に努めてまいります。

なお、東公民館、交流センターみらいの利用団体数と利用者数の減少傾向は、ともに市の人口減と高齢化が密接に関連しておりますが、過疎が進む地域だからこそ、市民が集まりやすい場所として市民・高齢者が憩える施設づくりをめざしてまいります。

また、「生涯学習まちづくり出前講座」については、市民生活に密着した行政事務や子どもたちの社会学習に供する身近なテーマが設定されているため、一定の利用実績が続いており、生涯学習とまちづくりの観点から引き続き継続してまいります。

家庭教育につきましては、子どもたちの基本的な生活習慣・学習習慣や人格形成などを育む場として、その役割はますます重要視されております。

家庭のもつ教育力向上のため、PTAや小・中学校と連携しながら「PTA研究大会」の支援や家庭教育情報の提供により、親同士の交流と家庭教育に関する学習機会の充実に努めてまいります。

市民の芸術・文化活動につきましては、文化協会

加盟の団体が中心となり、市民総合文化祭や東公民館まつり、みらいまつりなど多彩な発表活動を展開しておりますが、市民生活における文化的な水準を高めていく意味からも、文化サークル・同好会の活動は今後も大変重要であります。

文化協会の加盟団体が徐々に減少していることは、社会教育施設の利用状況とも共通しておりますが、指導者と役員・会員が互いに協力して活動を続けている姿は、人の輪を大切に作る赤平らしい温かい文化活動であり、今後とも地域に根ざした芸術・文化として推進してまいります。

さらに、本市の郷土の歴史や伝統文化を学び、後世に伝えていくことは地域文化の振興のみならず、まちづくりの観点からも極めて重要であります。今年度より専門的職員を配置し、炭鉱遺産の整理・保存や住吉獅子舞、郷土の生活資料、埋蔵文化財・史跡の継承に努めるとともに、歴史資料館の整備については、本年度に策定される公共施設等総合管理計画での基本方針にもとづき定め、民間が所有する炭鉱施設の財産の管理方法についても検討してまいります。

また、今年度は本市におきまして、中空知広域市町村圏組合の事業であります「ふるさと文化の集い」の開催地となっており、家族旅行村において、和太鼓「松村組」を招き公演を行い、赤平火太鼓保存会と近隣の和太鼓団体との交流会を開催する予定となっております。

図書館運営と読書活動についてであります。図書館の運営につきましては、市民に親しまれ気軽に利用できる公共図書館をめざし、時代の進展・変化に伴い多様化する市民の読書要望に答えるため、必要な図書を提供に努めてまいります。また、子どもが広い視野と豊かな感性を養うため、幼児・児童図書の提供により子どもの読書習慣の定着を図ってまいります。

図書館事業につきましては、「ブックスタート」「移動図書」「古本フェスタ」などのほか、希望図書の予約・リクエストをはじめ、図書館相互のネッ

トワークにより蔵書にない資料の貸し出しをする図書館サービスなどの周知を行ない、潜在的な利用者の掘り起こしに努めてまいります。

市民スポーツの振興につきましては、市民が心身ともに健康で豊かな生活を営むため、スポーツ推進委員や体育協会など関係団体と連携して、各種のスポーツ行事を行なってまいります。

特に、小・中学生の体力の向上が求められている状況に鑑みて、北翔大学との連携事業であります「子ども体力測定会・走り方教室」をはじめとして、野球教室、水泳教室及びバレーボール教室などのスポーツ活動を推進してまいります。

また、市民の健康志向の気運に応えるため市長部局と共同で「市民スマイルウォーキング」を開催するほか、軽スポーツ大会などのレクリエーションスポーツも行ってまいります。

さらに、各スポーツ施設につきましては計画的な維持管理を行い、市民が利用しやすい安全な施設運営に努めてまいります。

4. むすび

社会の変化に対応し新たな次代を担う人づくりは、これからの赤平市の教育を考える上での基本であり、引き続き学校・家庭・地域・行政が一体となった取り組みを進めてまいります。

学校教育においては、知育・徳育・体育のバランスの取れた園児・児童・生徒の育成をめざして、教育者としての教師力を高めることで目的意識と力量の向上を促すとともに、教育機関としての学校力を高めることで積み重ねと継続の徹底を図ってまいります。また、学校の設置者である教育行政と学校教育関係者との連携力を発揮することで総合的な赤平市の学校教育の推進に努めてまいります。

社会教育においては、生涯を通じて学び続ける学習環境の整備、ふるさと赤平を愛し地域づくりに貢献する市民の育成など、学ぶ希望を抱き、成長することにチャレンジする志しを育む社会教育の推進に努めてまいります。

以上、平成27年度の教育行政執行方針を申し述べ

ました。

本市の教育振興と発展のために全力で取り組んでまいりますので、市議会をはじめ市民の皆さまの教育行政に対する一層のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 暫時休憩いたします。

（午後 0時20分 休憩）

（午後 1時30分 再開）

○議長（北市勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（北市勲君） 日程第6 議案第9号赤平市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第9号赤平市国民健康保険条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

国民健康保険税の算出項目につきましては、標準基礎分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の3項目から構成されておりますが、それぞれで収支均衡を図ること並びに適正な応益応能の負担割合となること、なおかつ被保険者の負担軽減を目的といたしまして今般国民健康保険運営協議会におきまして項目ごとに保険税率や保険税額につきましてご審議いただき、さらに今般地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成27年3月31日に交付され、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について改められましたことから所要の改正を行うものでございます。

以下、改正の内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

1ページから2ページをご参照願います。第9条につきましては、基礎課税額の限度額を51万円から52万円に、後期高齢者支援金等課税額の限度額を16万円から17万円に、課税納付金課税額の限度額を14

万円から16万円にそれぞれ改正を行うものでございます。

第10条につきましては、基礎課税額に係る所得割の規定で、10.21%から10.50%に保険税率を改めるものでございます。

第11条につきましては、基礎課税額に係る均等割の規定で、保険税額を2万3,500円から1万8,000円へ改めるものでございます。

第12条につきましては、基礎課税額に係る平等割の規定で、保険税額を1万7,000円から1万1,500円へ、そのうち特定世帯については8,500円から5,750円へ、特定継続世帯については1万2,750円から8,625円へそれぞれ改正するものでございます。

3ページから4ページをご参照願います。第13条につきましては、後期高齢者支援金等課税額に係る所得割の規定で、3.44%から4.12%に保険税率を改めるものでございます。

第14条につきましては、後期高齢者支援金等課税額に係る均等割の規定で、保険税額を6,700円から6,800円へ改めるものでございます。

第14条の2につきましては、後期高齢者支援金等課税額に係る平等割の規定で、保険税額を4,700円から4,400円に改め、特定世帯については2,350円から2,200円に、特定継続世帯については3,525円から3,300円にそれぞれ改正するものでございます。

第15条につきましては、介護納付金課税額に係る所得割の規定で、4.42%から2.40%に保険税率を改めるものでございます。

第16条につきましては、介護納付金課税額に係る均等割の規定で、保険税額を1万1,900円から6,200円へ改めるものでございます。

第30条につきましては、国民健康保険税の減額について定めておりますが、第9条の限度額の改正に伴う字句の改正を行うほか、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を26万円とし、2割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を47万円とすることから字句を改めるものでございます。

第31条につきましては、減免について定めており

ますが、地方税法の一部が改正され、減免申請期限について見直しが行われておりますことから、これに準じ第2項中の字句を改めるものでございます。

次に、附則でございますが、附則第1項といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用するものとし、附則第2項につきましては改正後の赤平市国民健康保険条例の規定は、平成27年度以降の年度分の国民保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとして適用区分を規定したものでございます。

附則第3項につきましては、平成25年12月定例会において議決をいただいております赤平市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正の規定でございまして、平成29年1月1日から施行するものとしておりましたが、附則第16項の改正規定の配当所得を利子所得、配当所得及び雑所得に改める部分につきましては、平成28年1月1日から施行するものとして、ただし書きを追加したものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第9号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（北市勲君） 日程第7 議案第10号空知教育センター組合規約の変更についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第10号空知教育センター組合規約の変更につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

空知教育センターは、空知管内27市町村の構成により昭和43年に設立され、その後市町村合併等を経て、現在は24市町の構成により管内の教育の充実、発展に努めているところでございます。このたび地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令の一部改正の施行に伴い、空知教育センター組合規約の一部を改正する必要がありますことから、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

規約の改正内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

第9条第3項は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令の一部改正によりまして解職請求に関する特例に教育長を加えることと改められましたことから、引用してございます条及び字句を改めるものでございます。

附則といたしまして、この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第10号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（北市勲君） 日程第8 議案第11号建物の無償譲渡についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第11号建物の無償譲渡につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

旧百戸小学校につきましては、平成16年12月27日付で文部科学省の財産処分の承認を受け、平成17年

4月より社会福祉法人北海道光生舎が知的障がい者更生施設として転用し、その転用に当たりまして土地は無償譲渡しておりましたものの、建物の建設費用に文部科学省の補助金が充当されておりましたことから、補助金返還を要しなくなる耐用年数が経過するまでは建物は無償貸し付けとするものとしておりましたが、公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分のうち国庫補助事業完了後10年以上経過した建物等の無償譲渡につきましては、国庫納付金を免除するとして手続が弾力化され、施設の有効活用を図ることとされましたことから、建物につきましても無償譲渡することとして、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、1、目的、障害者支援施設事業。

2、建物の所在、赤平市百戸町東4丁目13番地1。

3、建物の表示、名称、校舎、構造、鉄筋コンクリートづくり、陸屋根、3階建て、床面積、1階、697.79平方メートル、2階、594.76平方メートル、3階、591.33平方メートル。名称、体育館、構造、鉄骨づくり、亜鉛メッキ鋼板ぶき、地下1階つき2階建て、床面積、1階、721.85平方メートル、2階、74.47平方メートル、地下1階、39.40平方メートル。

4、相手方、赤平市錦町2丁目6番地、社会福祉法人北海道光生舎理事長、高江智和理であります。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第11号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（北市勲君） 日程第9 議案第12号財産の取得についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第12号財産の取得につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

現在学校給食センターで使用しておりますカートイン消毒保管機は、昭和62年の改築時に整備したもので部品がなく、修理がおぼつかなくなってきておりますこと等から今般更新するものでございます。新たに購入するカートイン消毒保管機につきましては、SDカードを挿入し、消毒履歴を記録するマイコンパネルが搭載されるなどの機能を有したものを購入するものでございまして、消毒保管機を取り扱っております市内業者4社を指名し、5月7日に入札を執行したところでありますが、予定価格が2,000万円以上でありますことから、議会の議決を求めるものでございます。

議案第12号財産の取得について。

下記のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、1、取得財産、カートイン消毒保管機。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額、金2,689万2,000円。

4、契約の相手方、赤平市大町1丁目3番地、西出興業株式会社代表取締役、西出勝利。

なお、仕様の概要につきましては別紙参考資料に記載しているところでございまして、納期は平成27年8月18日と定めたところでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第12号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（北市勲君） 日程第10 議案第13号赤平市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についての議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第13号赤平市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

赤平市過疎地域自立促進市町村計画の一部を別紙のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

ご承知のとおり赤平市過疎地域自立促進市町村計画につきましては、平成22年9月に議決をいただき、この計画に基づき諸施策を実施しているところでございますが、財政上の特別措置を受けるため、事業の追加の内容といたしまして本計画の一部を変更するものでございます。なお、赤平市過疎地域自立促進市町村計画の変更に伴う北海道への事前協議につきましては、既に協議書を提出させていただいております。異議がない旨の通知をいただいております。

以下、変更の内容につきまして別紙によりご説明を申し上げます。

2、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、（1）、市町村道、道路につきましては、事業主体を市といたします西文1条通改良舗装事業及び右岸通改良舗装事業を追加するものでございます。

次に、6、教育の振興、（1）、学校教育関連施設につきましては、校舎といたしまして事業主体を市といたします統合中学校建設事業を、屋内運動場といたしまして事業主体を市といたします屋内運動場等改修事業を、屋外運動場といたしまして事業主体を市といたします屋外運動場整備事業をそれぞれ

追加するものでございます。

次に、9、その他地域の自立促進に関し必要な事項につきましては、（1）、自然エネルギーを利用するための施設といたしまして、事業主体を滝川地区広域消防事務組合といたします地中熱整備事業を追加するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第13号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（北市勲君） 日程第11 議案第14号平成27年度赤平市一般会計補正予算、日程第12 議案第15号平成27年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算、日程第13 議案第16号平成27年度赤平市後期高齢者医療特別会計補正予算、日程第14 議案第17号平成27年度赤平市介護保険特別会計補正予算を一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君）〔登壇〕 議案第14号平成27年度赤平市一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成27年度赤平市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,291万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億6,591万2,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

第2条、地方債の変更及び追加は、「第2表 地

方債補正」によります。

2 ページをお願いいたします。第2表、地方債補正であります。変更といたしまして排水整備事業の限度額を710万円、過疎対策事業の限度額を4億2,200万円に変更するもので、追加といたしまして道路整備事業の限度額を150万円とするもので、起債の方法、利率及び償還の方法については記載のとおりであります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。

4 ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款13国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費国庫補助金として124万3,000円の増額であります。社会保障・税番号制度システム、いわゆるマイナンバー整備費の総務省に関連する住民基本台帳システム、徴税システム、団体内統合利用番号連携サーバー経費に対し、本年5月29日付の補助金の交付決定に基づき補正するものであります。

同じく目2民生費国庫補助金、節1社会福祉費国庫補助金として3,825万円の増額であります。前年度に引き続き国による臨時福祉給付金給付事業並びに子育て世帯臨時特例給付金給付事業が実施されることになり、臨時福祉給付金給付費補助金として3,159万3,000円、子育て世帯臨時特例給付金給付費補助金として345万円を計上し、社会保障・税番号制度システム整備費の厚生労働省に関連する国民年金システムほか7システムの経費に対し、4月24日付の補助金の内示に基づき320万7,000円を増額するものであります。

同じく目4土木費国庫補助金、節1道路橋りょう費国庫補助金として5,053万4,000円の増額であります。文京学園通緑橋かけかえ事業及び橋梁長寿命化事業に充当されるものであります。

同じく目5教育費国庫補助金、節3中学校費国庫補助金として206万9,000円の増額であります。赤平中央中学校施設耐震診断委託料に充当されるものであります。

款14道支出金、項2道補助金、目4農林水産業費

道補助金、節1農業費道補助金として2,137万9,000円の増額であります。北海道青年就農給付金事業費に225万円、多面的機能支払事業費に1,912万9,000円を充当するものであります。

同じく項3委託金、目1総務費委託金、節2統計調査費委託金として31万6,000円の増額であります。国勢調査に伴う調査区要図作成業務及び地図複製利用料の増額経費に充当されるものであります。

款16寄附金、項1寄附金、目3ふるさとガンバレ応援寄附金として800万円の増額であります。本年6月1日から市外からの寄附者に対する地元特産品の返礼品を開始したことによる実績を考慮し、増額するものであります。

款18繰越金として1億1,002万7,000円の増額であります。平成26年度の剰余金は3億円以上見込まれるため、今回の補正による歳入不足額を調整するものであります。

款20市債、項1市債、目1土木債、節1道路橋りょう債として180万円の増額であります。青葉通排水整備事業費の増額に伴い排水整備事業債として30万円を増額し、朝陽台5号小路の実施設計に対し、道路整備事業債として150万円を増額するものであります。

同じく目3過疎対策事業債として1億1,930万円の増額であります。西文1条通改良舗装事業、文京学園通緑橋かけかえ事業並びに右岸通改修事業の過疎対策道路整備事業債として5,210万円の増額、奈江沢2号橋、福栄橋の実施設計並びに新成大橋の改修工事の橋梁長寿命化補修事業債として3,700万円を増額、統合中学校建設事業債として580万円の増額、茂尻小学校グラウンド整備及び赤間小学校屋根、外壁改修事業の学校教育施設整備事業債として2,440万円を増額するものであります。

6 ページをお願いいたします。次に、歳出であります。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費として496万1,000円の増額であります。主に老朽化により幸町職員住宅1棟6戸の職員住宅除却工事費として490万円を計上するものであります。

同じく目2庁舎管理費として196万円の増額であります。市庁舎駐車場の管理上コミュニティセンター別館の上部に照明灯1基を設置する工事費として32万9,000円、庁舎駐車場の照明灯8基の撤去、5基の設置工事費並びに庁舎正面入り口のひさしの脚部補修工事費として163万1,000円を計上するものであります。

同じく目3電算管理費として86万4,000円の増額であります。社会保障・税番号制度に関連する団体内統合利用番号連携サーバーの平成27年度費用の増加によるもので、全額国庫補助金が充当されます。

同じく目4広報広聴費として81万円の増額であります。市勢要覧を平成14年度以降更新していなかったため、今年度で作成するための委託料を計上するものであります。

同じく目6会計管理費として10万8,000円の増額であります。平成28年度から市税等のコンビニ収納を実施するため、収納業務に関する初期導入費用を委託料として計上するものであります。

同じく目7財産管理費として29万1,000円の増額であります。除雪機械が入れるように幸町2丁目51番先の市有地の側溝ふたを設置する工事費を計上するものであります。

同じく目9企画費として2,201万円の増額であります。全国移住ナビのサイトに掲載する移住プロモーション動画を作成するため委託料として500万円を計上し、本経費の2分の1については特別交付税で措置される予定であります。また、歳入で申し上げたふるさとガンバレ応援寄附金と同額の800万円をあかびらガンバレ応援基金積立金として計上するほか、寄附金の増額を見込み、返礼品の購入費となる報償費並びに手数料等の経費として410万4,000円を増額しております。さらに、本年度に公共施設等総合管理計画を策定するため、公共施設の解体費並びに改修費用を試算するため委託料として480万6,000円を計上し、本経費の2分の1についても特別交付税で措置される予定であります。

同じく目11支所及び連絡所費として5万円の増額

であります。平岸連絡所敷地内の宣言都市などを掲載している掲示塔の基礎が老朽化しているため補修修繕を行うものであります。

8ページをお願いいたします。同じく項2徴税费、目1税務総務費であります。社会保障・税番号制度システムの国庫補助金の決定に伴う財源補正であります。

同じく目2賦課徴収費として209万5,000円の増額であります。平成28年4月より市税等のコンビニ収納を開始するため、総合行政システム改修委託料を計上するものであります。

10ページをお願いいたします。同じく項3戸籍住民基本台帳費であります。社会保障・税番号制度システムの国庫補助金の決定に伴う財源補正であります。

12ページをお願いいたします。同じく項5統計調査費として31万6,000円の増額であります。国勢調査に伴う地図複製利用料並びに調査区要図作成業務委託料を計上するもので、全額道委託金が充当されます。

14ページをお願いいたします。款3民生費、項1社会福祉費、目2障害者福祉費として219万9,000円の増額、同じく目7国民年金費として25万7,000円の増額であります。いずれも社会保障・税番号制度システムに関連し、障害者福祉システム並びに国民年金システムの整備業務委託料を増額するもので、国庫補助金が一部充当されます。

同じく目11臨時福祉給付金給付事業費として3,159万3,000円の増額であります。生活保護受給者以外の平成27年度分住民税が課税されていない方を対象に1人当たり6,000円を支給するもので、対象者は4,000人を見込み、支給に必要な事務費並びに給付金を計上するもので、これらの経費については全額国庫補助金が充当されます。

同じく目12子育て世帯臨時特例給付金給付事業費として345万円の増額であります。平成27年6月分の特例給付を除く児童手当の受給者を対象に児童1人当たり3,000円を支給するもので、対象者は900人

を見込み、支給に必要な事務費並びに給付金を計上するもので、これらの経費についても全額国庫補助金が充当されます。

16ページをお願いいたします。同じく目13子育て応援臨時助成事業費として72万8,000円の増額であります。平成26年度の繰越明許費予算として国の地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、子育て世帯臨時特例給付金の前年度との差額分の7,000円を支給するため796人分を見込んでおりましたが、104人分の扶助費を平成27年度予算として補正するものであります。

18ページをお願いいたします。同じく項2児童福祉費、目4保育所費として9万円、目7児童手当費として69万4,000円の増額であります。いずれも社会保障・税番号制度システムに関連し、児童福祉システムの整備業務委託料を増額するものであります。

同じく目8児童扶養手当費であります。社会保障・税番号制度システムの国庫補助金の内示による財源補正であります。

20ページをお願いいたします。同じく項3生活保護費として185万7,000円の増額であります。社会保障・税番号制度システムに関連し、生活保護システムの整備業務委託料を増額するものであります。

22ページをお願いいたします。款4衛生費、項1保健衛生費、目2生活習慣病予防費として53万2,000円の増額につきましても社会保障・税番号制度システムに関連し、健康管理システムの整備業務委託料を増額するものであります。

同じく目5環境衛生費として169万3,000円の増額であります。本年4月1日付の人事異動に伴う正職員の減員により、臨時職員を雇用するための賃金を増額するものであります。

24ページをお願いいたします。同じく項2清掃費、目1じん芥処理費として917万1,000円の減額であります。既存車両の管理上車庫の設置期間を短縮するため、工事請負費からし尿処理費の車庫と一体的に備品購入費に予算を振りかえるものであります。

同じく目2じん芥処理場費として45万4,000円の増額であります。作業小屋が老朽化し、強風によって屋根が剥がれてしまったため屋根の修繕を行うものであります。

同じく目3し尿処理費として964万7,000円の増額であります。本市の浄化センターにおいて本市と歌志内市のし尿等を一時的に貯留するため投入槽の清掃が必要になったことにより委託料を増額し、またじん芥処理費で申しあげましたように本科目において車庫設置工事費を減額し、備品購入費に予算を振りかえるものであります。

26ページをお願いいたします。款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費として1,582万5,000円の増額であります。主に住吉地区の排水路の流路を確保するため排水路整備工事費として1,350万円を計上し、北海道青年就農給付金給付事業補助金として経営開始型給付金の対象として2名が予定されており、225万円を計上するもので、本経費については全額道補助金が充当されます。

同じく目8多面的機能支払事業費として1,894万円の増額であります。北海道農地・水保全管理対策協議会が実施していた事業を市が実施することになったため負担金を減額し、交付金として全体事業費を計上するものですが、本経費に対しまして道補助金1,912万9,000円が充当されます。

28ページをお願いいたします。款7商工費、項1商工費、目1商工業振興費として140万円の増額であります。チャレンジショップ開設に伴う看板費用や店舗借り上げ料等を商店街振興対策事業補助金として増額し、店舗近代化促進事業補助金については本年度の実績が1件、申請見込みが2件となっているため増額するものであります。

同じく目2観光費として750万3,000円の増額であります。砂川市のスマートインターチェンジの開設にあわせて観光情報誌に中空知の観光情報を提供するための本市の広告料として30万3,000円を計上し、エルム高原において市民が集うイベントを開催するため赤平観光協会補助金として120万円を増額、

また既に繰越明許費予算によって国の地方創生先行型交付金を活用したアンテナショップ開設及び運営に係る経費を計上しておりましたが、外壁デザイン等の経費の増加により赤平特産品推進協議会補助金として600万円を増額するものであります。

30ページをお願いいたします。款8土木費、項2道路橋りょう費、目4道路新設改良費として7,380万円の増額であります。平成28年度工事に向け、右岸通、西文1条通、朝陽台5号小路の実施設計委託料として2,730万円、文京学園通の調査測量委託料として300万円、翠光1条通改良舗装、文京学園通歩道改良舗装、青葉通排水整備、文京学園通緑橋かけかえの工事請負費として4,350万円を計上するものであります。

同じく目6橋りょう改良費として7,050万円の増額であります。平成28年度工事に向け奈江沢2号橋、福栄橋の橋梁長寿命化実施設計委託料として1,150万円、新成大橋の橋梁改修工事費として5,900万円を計上するものであります。

32ページをお願いいたします。同じく項3河川費、目2河川改良費として600万円の増額であります。滝の川復旧工事費を計上するものであります。

34ページをお願いいたします。同じく項5住宅費、目1住宅管理費として840万円の増額であります。西文京町市有住宅が全て空き家となったことから除却し、民間賃貸住宅の建設候補地として活用を予定するため、団地環境整備工事費を計上するものであります。

36ページをお願いいたします。款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費として2,659万5,000円の増額であります。外国語指導助手のALTの退任に伴う帰国のための交通費並びに新しく赴任されるALTの赴任旅費等として58万3,000円、新任の方の渡航負担金として20万円を増額し、統合中学校基本設計委託料として1,998万円、統合中学校のグラウンド樹木伐採、通路等の造成実施設計委託料として583万2,000円を計上するものであります。

38ページをお願いいたします。同じく項3小学校

費、目1学校管理費として3,578万1,000円の増額であります。茂尻小学校グラウンド整備、赤間小学校体育館屋根、外壁改修工事費であります。

40ページをお願いいたします。同じく項4中学校費、目1学校管理費として414万円の増額であります。統合中学校建設を控えておりますが、耐震改修促進法によって赤平中央中学校については本年度中に耐震診断を実施することが義務づけられており、学校施設耐震診断委託料を計上するものであります。

42ページをお願いいたします。款12諸支出金、項2特別会計繰出金、目1国民健康保険特別会計繰出金として171万2,000円の増額、目2後期高齢者医療特別会計繰出金として120万5,000円の増額であります。いずれも社会保障・税番号制度システム整備に関連するシステム改修並びにコンビニ収納のためのシステム改修費用を繰り出すものであります。

同じく目7介護保険特別会計繰出金として362万9,000円の増額であります。社会保障・税番号制度システム整備並びにコンビニ収納のためのシステム改修費用のほか、介護保険システム改修費等の事務費の一部を繰り出すものであります。

44ページをお願いいたします。款13職員給与費であります。住宅管理費の増額補正に伴い財源補正を行うものであります。

次に、議案第15号平成27年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成27年度赤平市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ171万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億8,674万4,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。最初に、歳入であり

ますが、款7繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金として171万2,000円の増額であります。社会保障・税番号制度システム整備に関するシステム改修並びにコンビニ収納のためのシステム改修費用を繰り入れるものであります。

6ページをお願いいたします。次に、歳出であります。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費として79万8,000円の増額であります。社会保障・税番号制度システム整備に関する国民健康保険システム改修委託料を増額するものであります。

8ページをお願いいたします。同じく項2徴税費、目1賦課徴収費として91万4,000円の増額であります。コンビニ収納を開始するため総合行政システム改修委託料を増額するものであります。

次に、議案第16号平成27年度赤平市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成27年度赤平市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ120万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,427万7,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款2繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金として120万5,000円の増額であります。社会保障・税番号制度システム整備に関するシステム改修並びにコンビニ収納のためのシステム改修費用を繰り入れるものであります。

6ページをお願いいたします。次に、歳出であります。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費として120万5,000円の増額であります。社会保障・税番号制度システム整備に関する後期高齢者医療システム改修委託料として43万7,000円、コンビニ収納を開始するための総合行政システム改修委

託料として76万8,000円を増額するものであります。

次に、議案第17号平成27年度赤平市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成27年度赤平市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ583万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億3,150万1,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款2国庫支出金、項2国庫補助金、目3地域支援事業交付金として31万3,000円の増額であります。包括的支援事業費に充当されるものであります。

同じく目4介護保険事業費補助金として156万6,000円の増額であります。制度改正に伴う介護保険システム改修委託料に充当されるものであります。

款3道支出金、項2道補助金、目2地域支援事業交付金として15万7,000円の増額であります。包括的支援事業費に充当されるものであります。

款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金として362万9,000円の増額であります。社会保障・税番号制度システム整備並びにコンビニ収納のためのシステム改修費用のほか、介護保険システム改修費等の事務費の一部を繰り入れるものであります。

款6繰越金として16万6,000円の増額であります。平成26年度の剰余金が2,000万円以上見込まれるため、今回の補正による歳入不足額を調整するものであります。

6ページをお願いいたします。次に、歳出であります。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費として503万8,000円の増額であります。社会

保障・税番号制度システム整備に関連する介護保険システム改修委託料として113万8,000円、コンビニ収納を開始するための総合行政システム改修委託料として76万8,000円、第6期介護保険事業計画期間における制度改正に伴う介護保険システム改修委託料として313万2,000円を増額するものであります。

8ページをお願いいたします。款3地域支援事業費、項2包括的支援事業・任意事業費、目1包括的支援事業費として79万3,000円の増額であります、平成29年4月から地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実を図るため、先進地視察のための旅費として4万1,000円、生活支援体制を確立するための委託料として75万2,000円を増額するものであります。

以上、議案第14号から第17号につきまして一括してご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。伊藤議員。

○7番（伊藤新一君） 議案第14号の28ページ、商工費の2、観光費のところちょっと聞き逃したところがありますので、29ページ、12、赤平特産品推進協議会補助金600万円の内訳をもう少し詳しく教えていただけたらということをお願いいたします。

○議長（北市勲君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（伊藤嘉悦君） 赤平特産品推進協議会補助金で600万の予算でございますが、こちらはアンテナショップに係る経費ということでございまして、600万の内訳につきましてはアンテナショップの外装の装飾につきまして、これについてインパクトのあるものということで変更させていただきました。これがデザイン料を含めまして400万円。

次に、ロケ地マップにつきましては、当初自前の制作の予定でありましたが、著作権等の問題が発生いたしまして、その辺の交渉につきまして制作会社のほうに依頼をすることにいたしました。それに係る経費としまして、ロケ地マップの中に特産品関係とか飲食店関係も載せるということで、当初計画し

ていたのよりもかなりボリュームアップされたということでございまして、それに係る経費が200万ということで、合計600万の金額になっております。

○議長（北市勲君） 伊藤議員。

○7番（伊藤新一君） わかりました。どうもありがとうございます。

以上です。

○議長（北市勲君） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君） 2点ほど確認も含めてお願いがあります。

まず、5ページのというよりも今回マイナンバー制度が10月から開始されます。それで、今月の6月号にも赤平広報には周知されておりますけれども、市民の中にはこのマイナンバー制度、何が何でも一人一人が入らなければならないのかという声もありますので、ぜひこの点周知の徹底、どのように行われていくのか、また国から市民向けにそういう広報紙なども来ていないのか、これは市民の皆さんにぜひわかるように取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、よろしくをお願いいたします。

もう一点といたしましては、ページ数が9ページのコンビニ収納、このコンビニ収納について市税等、市税、資産税のことだと思うのですが、この辺の中身と、それとほかのまちでのコンビニも可能なかどうかあわせてお願いしたいことと、それからこの市税等以外にも今後コンビニに関する利用が可能になってくるのかどうなのかも含めてお答えいただきたいと思っております。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） マイナンバーの件のお話がありました。確かに市民の部分ではわかりにくい部分がかかなりあるかと思っておりますので、今般わかりやすく広報に掲載させていただいたところがございますが、なおかつまたわかりやすく周知できるように今後広報等の媒体を使いながら、改めて広報させていただきたいというふうに思っております。よろしくご理解をお願いします。

○議長（北市勲君） 税務課長。

○**税務課長（下村信磁君）** 来年の28年の4月開始に向けまして今準備を進めるところなのですが、対象とする税につきましては、まず基幹システムで収納管理しております住民税、固定資産税、そして軽自動車税の3税、そのほかに国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料を先行して開始したいと思っております。また、保育料についても導入の話がありましたが、これについては今システム開発中ということで、今回導入には間に合わないのですが、今後のたしか保育料の無料化もございまして、その点も視野に入れながら考えていきたいなと思っております。また、ほかの収納管理が別のシステムで管理しております。税外収入については、今回の利用状況も見ながら、導入について検討していただきたいなと思っております。

以上です。

○**議長（北市勲君）** 五十嵐議員。

○**2番（五十嵐美知君）** ありがとうございます。

マイナンバー制度、国からの市民向けの広報紙とかは来ていないのですか。

○**議長（北市勲君）** 総務課長。

○**総務課長（町田秀一君）** ポスター等国から来ているものですが、かなり細かいものもございまして、それをわかりやすくまた分解しながら、市民にわかりやすく広報させていただきたいなというふうに思っています。

○**議長（北市勲君）** 植村議員。

○**3番（植村真美君）** 歳出の部分、6ページと7ページにわたりますとお伺いしたいところが1点ございます。企画費の部分で、移住定住の促進でプロモーションの動画の制作業務委託料ということで500万円上がっています。これの内容を教えてくださいということと、用途なども決まっていたら詳細教えていただきたく思います。お願いいたします。

○**議長（北市勲君）** 企画財政課長。

○**企画財政課長（伊藤寿雄君）** このたび国のほうから特別交付税措置、先ほど申し上げましたが、2

分の1ということで、上限500万円の範囲内で総務省が持っています全国移住ナビ、このサイトの中で全国の市町村の動画を放送できるようにしたいということで、当市におきましてはこの移住ナビのサイトだけではせっかくの動画がもったいないということで、これをさらに有効活用を図るということを含めて、画質にかなりこだわりを持ちまして、内容的にも動画のプロモーションの時間単位を3分ですとか10分ですとか5分ですとかという、こういうさまざまな時間単位にしまして、市のホームページであれば時間は3分ぐらいですとか、場合によっては都市部や何かの交差点ですとか待合だとかそういうところで、ここは有料になりますけれども、そういうところであれば1分程度のものを流すですとか、そういうことを幅広く今後活用するために最大限の500万円の上限額を使わせていただいて、そのかわり今申し上げたようなさまざまな活用を図っていくという趣旨で今回この委託をさせていただきたいということで、時期的には春の部分は間に合わないのですが、できれば四季ということですが、今年度限りの財源でありますので、今後予算が通りましたら直ちに委託契約を結んで、冬までの間、3月上旬をめどに全てを完成して、来年度以降有効活用を図ってきたいという考え方でおります。

以上であります。

○**議長（北市勲君）** ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○**議長（北市勲君）** 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第14号、第15号、第16号、第17号については、9人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○**議長（北市勲君）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号、第15号、第16号、第17号については、9人の委員をもって構成する予算審査特

別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項により、議長において、若山議員、向井議員、伊藤議員、獅畑議員、御家瀬議員、植村議員、竹村議員、五十嵐議員、木村議員、以上9名を指名します。

暫時休憩します。

(午後 2時30分 休憩)

(午後 2時50分 再開)

○議長(北市勲君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(北市勲君) 日程第15 報告第1号平成26年度赤平市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。

(「説明省略」と言う者あり)

○議長(北市勲君) 説明省略との声がありますので、説明を省略いたします。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第1号については、報告済みといたします。

○議長(北市勲君) 日程第16 報告第2号株式会社赤平振興公社の経営状況についてを議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(町田秀一君) [登壇] 報告第2号株式会社赤平振興公社の経営状況について、ご報告を申し上げます。

第33期営業年度、平成26年度株式会社赤平振興公社事業報告書、決算報告並びに株主資本等変動計算

書につきまして、別紙の資料によりご説明を申し上げます。

最初に、1ページの事業概要であります。庶務事項といたしまして、昨年は5月29日に定時株主総会を開催しております。以降11月20日までに取締役会を記載のとおり案件で開催いたしました。

次に、2ページの事業報告書について申し上げます。1のエルム営業所ではありますが、保養センター事業につきましては前期実績より3,029人の減少、ケビン村事業につきましては前期実績より173回の利用増となりました。

2の赤平営業所ではありますが、エルム高原施設管理事業につきましては家族旅行村、オートキャンプ場ともに前期実績を上回っております。じん芥収集運搬事業につきましては、一般ごみ、資源ごみともに収集量が減少し、全体で72.3トンの減少となっております。住友地区共同浴場につきましては、前期実績より3,428人の減少となりました。

次に、3ページの平成27年3月31日現在の貸借対照表についてご説明を申し上げます。資産の部であります。流動資産は計4,020万660円であります。預金は873万1,800円で、有価証券は2,000万円ですが、これは5年物の国債でございます。固定資産は、計77万314円あります。減価償却を終えました機械器具類の残存価格を計上しております。資産の部合計4,097万974円あります。

負債・資本の部ではありますが、流動負債は計1,886万437円あります。未払い金1,111万7,827円は、3月分の給料を含む会社経費でございます。純資産は、資本金、利益準備金、繰越利益剰余金を合わせて2,211万537円あります。負債・資本の部合計4,097万974円あります。

次に、4ページの第33期営業年度の損益計算書についてご説明を申し上げます。営業損益の部、営業収益でございますが、販売売上収益は計7,784万7,035円あります。受託事業収益は計6,678万6,519円ありますが、赤平市からの受託収入でありまして、内訳は記載のとおりでございます。営業収益の

合計は1億4,463万3,554円であります。

営業費用であります。販売売上費用は1,039万3,209円であります。販売費及び一般管理費は1億3,422万3,664円ありますが、各事業費の内訳は記載のとおりでございます。営業費用の合計は1億4,461万6,869円あります。営業収益から営業費用を引いた営業利益は、1万6,685円あります。

営業外損益の部、営業外収益は計89万1,625円あります。税引き前当期純利益は、営業利益1万6,685円と営業外収益89万1,625円を合計し、営業外費用の6,000円を除いて90万2,310円となり、法人税等充当額は21万6,526円で、平成26年度の当期純利益は68万5,784円となりました。

次に、5ページの第33期営業年度の株主資本等変動計算書についてご説明を申し上げます。当期剰余金であります。下の表のその他資本剰余金及びその他利益剰余金の内訳書の右側になりますが、その他利益剰余金合計の欄の前期末残高751万6,753円に当期純利益68万5,784円を加えまして、820万2,537円を当期末残高として次期繰越金とするものであります。

7ページの結びであります。第33期営業年度におきましては純利益を計上する決算となりましたが、引き続き効率的な事業展開をしてまいりたいとしております。

なお、別紙の資料8ページから10ページにかけては決算に関する資料を、11ページから17ページにかけては事業実績に関する資料を掲載しております。

以上、株式会社赤平振興公社の経営状況につきましてご報告申し上げます。ご了承のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（北市勲君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。竹村議員。

○4番（竹村恵一君） 答えが返ってくるかどうかちょっとわからないのですが、事業報告の中では人数が減ったりということいろいろ載っていて、原因が書かれているのですけれども、6ページの結び

のところでも効率的な事業ということで書かれてあります。新たな年度を迎えるに当たって、さらに減った分をアップさせていくために何か答えることができる内容の政策というか、計画が出されてきているのかどうかというのを確認したいというふうに思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（北市勲君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（伊藤嘉悦君） 振興公社の事業についてお答えさせていただきます。

本年度というよりは、昨年度から新しい事業を展開してございます。まず、子供の日のサービス事業としまして、入館した子供にお菓子の進呈しております。それとあと、ゆったり杯パークゴルフ大会ということで、パークゴルフ連盟に委託しましてゆったり杯のパークゴルフ大会を開催し、ゆったりの入館券の景品を提供してございます。それと、7月25日から8月17日までビアガーデンをやっております。多数のお客様に来ていただいております。あと、敬老の日のサービス事業としまして、70歳以上の入館者の方には粗品を進呈、それとあとエルム高原家族旅行村のほうで手ぶらキャンプと称しましてキャンプ用品の貸し出しをしております。このように新しい事業を昨年度から展開してございまして、今年度につきましてもこの辺のPRをして、より利用していただけるように努力していくということでございまして、手ぶらキャンプにつきましても今年度育成会単位での利用が既に申し込みが来ているということでございますので、その点利用ふえるように頑張らせていただくということでございます。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君） ただいまお答えいただいたのは、昨年度やった新規事業ということの確認でよろしいのですよね。ここに出ているのも26年の4月から27年の3月までということで、報告で数字が減、増ということで出ていると思うのです。それで、僕が聞いたかったのは、27年の4月以降ことし1年の中でまた新たに人数増につながる、なぜかといいますが、なぜそこに聞くかといいますと市長の所信表

明の中にもあそこに人を集めていきたいという所信表明もあったと思うので、その部分も加えて何か新しくあるかということを確認したいというふうに思っています。お願いします。

○議長（北市勲君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（伊藤嘉悦君） 振興公社といたしましては、昨年度の事業をまた継続してやるということでございまして、所信表明にございました市民デーにつきましては観光協会のほうで1日市民の方がエルム高原で集える日をつくって、イベントを展開したいということで考えております。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君） 3回目になりますので、最後になると思うのですが、ということは市長のあそこに集めていきたいという市民の日のほかに市としてと振興公社としての新たな人を呼び込む、人を集める、そういう人数を上げていきたいというのは今のところはないということですね、新しいものに関しては。

○議長（北市勲君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（伊藤嘉悦君） 振興公社につきましては、昨年やった事業をもっとPRしてふやしていきたいということでございまして、市のほうもそれは後押ししていくということでございます。

○議長（北市勲君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第2号については、報告済みといたします。

○議長（北市勲君） お諮りいたします。

委員会審査及び議案調査のため、あす19日から24日までの6日間休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、あす19日から24日までの6日間休会する

ことに決しました。

○議長（北市勲君） この際報告いたします。

さきに設置されました予算審査特別委員会の正副委員長が決定いたしました。委員長に獅畑議員、副委員長に向井議員が選任されましたので、ご報告いたします。

○議長（北市勲君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 3時04分 散会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 (番)

署 名 議 員 (番)